

## 第6章 整備計画

### 6.1 事業種別

整備計画に関する事業種別は、大別すると、次のとおりです。

- ①管路の計画的な改築更新（施設健全度）
- ②下水道普及率の向上（未普及対策）
- ③耐震化の推進（地震対策）

### 6.2 事業優先順位の評価

整備計画を策定するにあたり、上記3事業の優先度評価をおこないます。

#### ①管路の計画的な改築更新（施設健全度）

将来にわたり安定した事業運営をおこなうためには、管路施設を計画的に改築更新し、施設の健全度を維持することが必要不可欠です。優先度は高いと評価出来ますが、「第5章 スtockマネジメント計画」で検討済であるため、本章の推進事業からは「除外」します。

#### ②下水道普及率の向上（未普及対策）

下水道事業は、町全体の公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全のため、重要な事業です。下水道の普及率向上のため、今後も継続していくべき事業であり、優先度は「高い」と考えます。

#### ③耐震化の推進（地震対策）

近年発生が予測されている南海トラフ巨大地震で、施設機能を損なう大きな要因と想定される液状化の危険性は、本町地盤では低いとされています。

部分的には耐震化が必要な管路が存在しますが、局所的な対策であることから、優先度は「低い」と考えます。

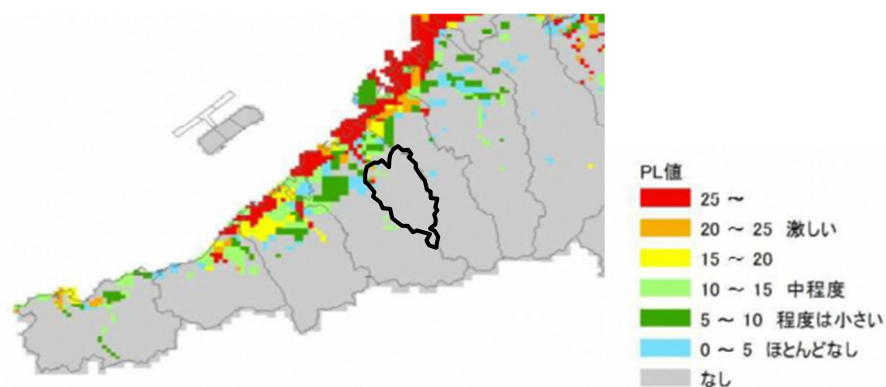


図 6.2.1 液状化の危険性

### 6.3 整備計画において推進する事業の決定

上記評価結果より、「第 6 章 整備計画」において、推進する事業は、「下水道普及率の向上（未普及対策）」とします。

### 6.4 必要な整備規模

本町公共下水道事業は、現在、市街化区域（942.67ha）について都市計画決定し、そのうち、事業計画区域（842.93ha）について、「都市計画法事業認可」及び「下水道法事業計画」を取得し、鋭意事業を進めているところです。

令和 3 年 3 月現在、事業計画区域（842.93ha）について、下水道の整備が完了するまでに必要な整備規模は次のとおりです。

#### 事業計画区域内の整備完了に必要な事業量

面	積： 155.98ha
延	長： 24,736m
マンホールポンプ施設：	37 箇所
人	口： 4,925 人

この事業は、事業計画区域内の整備完了後においても、残りの全体計画区域を整備するために、今後において計画的に「都市計画法事業認可」及び「下水道法事業計画」について区域拡大し、継続して事業を進めてまいります。

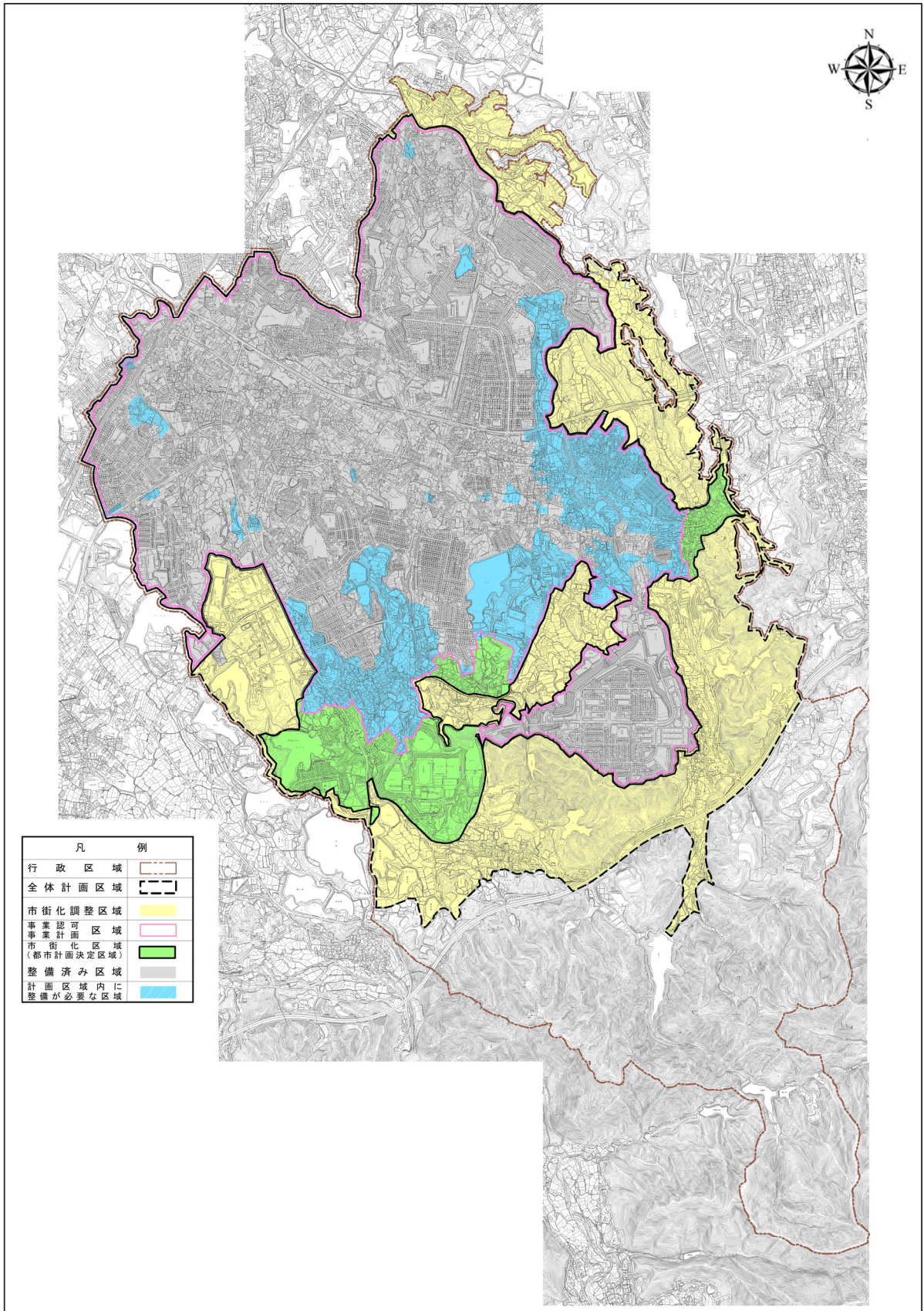


図 6.4.1 未整備区域

## 6.5 整備の優先順位の評価

効果的に下水道の整備を進めるため、整備予定の下水道施設について、災害時の需要や財源への影響といった重要度を考慮した整備優先度評価をおこないます。

### 6.5.1 基本方針

これまでも、本町の下水道施設の整備は、効果的な事業の進捗を図ってきましたが、さらなる効果的な整備の促進を図るため、災害時の需要や財源への影響等の項目を点数化します。具体的には下記の項目を設定し、定量化して点数化することにより、優先順位付けの基礎数値とします。

### 6.5.2 評価基準

評価をおこなうにあたり、評価の最小単位として、下水道管渠の汚水の流れる方向を考慮し、管渠延長を約 300m単位に設定して、ブロック分けをおこないます。これは、過年度の工事発注実績が約 300m単位で発注されているためです。

点数の配点は、評価項目毎の各ブロックにおけるパラメータの集計をおこない、最大最小値の差を3等分し、大きいほうから3、2、1点とします。

また、評価項目に該当せず、パラメータが0の場合、0点とします。

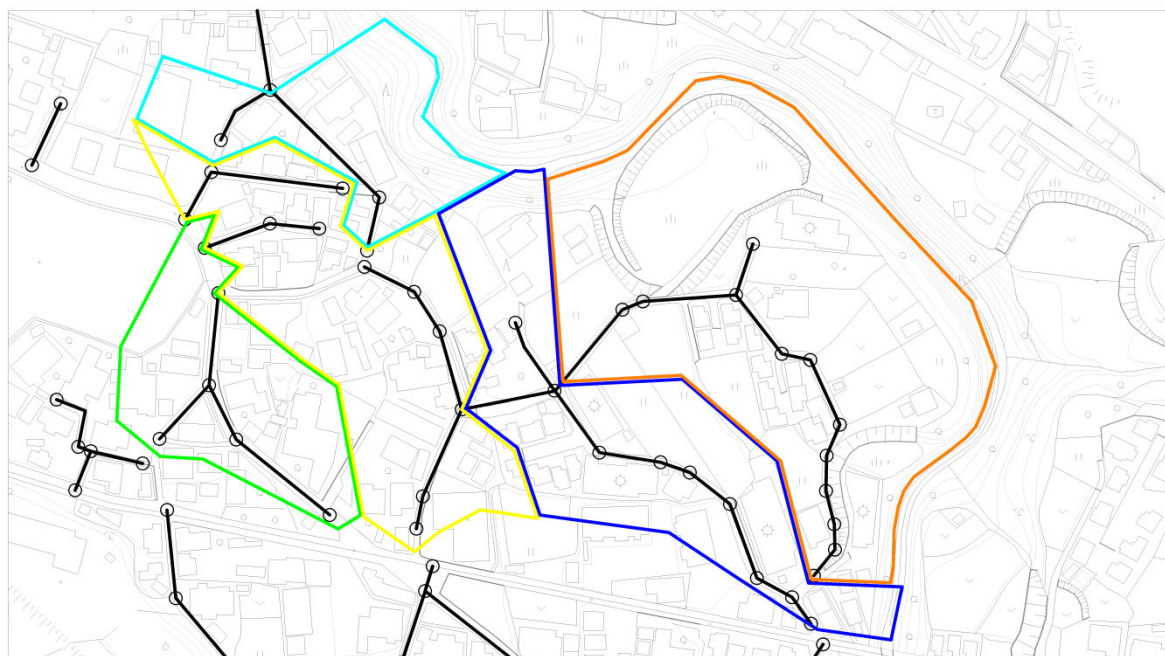


図 6.5.1 ブロック割図（例）

### 6.5.3 評価項目

評価項目は、下記の5項目を設定します。

- ①災害時における施設の重要度
- ②整備予定区域のブロック毎における人口
- ③単位整備面積あたりに要する事業費
- ④単位処理人口あたりに要する事業費
- ⑤単位面積あたりで発生する汚水量

#### ①災害時における施設の重要度

下水道施設は、住民生活にとって重要なライフラインであり、災害時においても公衆衛生の維持に大きな役割を果たす必要があります。災害時には指定避難所に多くの人が避難することが予測され、指定避難所は重要な拠点となります。

このため、指定避難所への下水道の整備が優先課題と考えられるため、ブロック内に指定避難所への経路が含まれている割合を重要度の評価基準とします。

$$\text{指定避難所経路割合 (\%)} = \frac{\text{指定避難所への管路延長 (m)}}{\text{ブロック内整備予定管路延長 (m)}}$$

#### ②整備予定区域のブロック別の人口

事業費を投資するにあたり、下水道を使用する割合が高いブロックへの整備を優先する必要があります。居住人口が多ければ下水道施設の整備後、多くの方が公共下水道を使用することが見込めるため、人口密度を重要度の評価基準とします。

$$\text{人口密度 (人/ha)} = \frac{\text{ブロック内居住人口 (人)}}{\text{ブロック内面積 (ha)}}$$

#### ③単位整備面積あたりに要する事業費

事業費を投資するにあたり、限られた財源の中でより効率的に事業の推進を図る必要があります。少ない事業費で大きなエリア（面積）を整備することを重要度の評価基準とします。

$$\text{ha あたり事業費 (円/ha)} = \frac{\text{ブロック整備に要する事業費 (円)}}{\text{ブロック内面積 (ha)}}$$

#### ④単位処理人口あたりに要する事業費

事業費を投資するにあたり、効果的に下水道施設の整備をおこなうとともに、使用料収入を確保する必要があります。少ない事業費で大きな収益が見込めることを重要度の評価基準とします。

$$1 \text{ 人あたり事業費 (円/人)} = \text{ブロック整備に要する事業費 (円)} / \text{処理人口 (人)}$$

#### ⑤単位面積あたりで発生する汚水量

下水道事業は、公営企業であり、料金等の収入によって事業を運営する必要があります。下水道施設の整備後、流入汚水量が多ければ、収入の増加が見込めることから、ブロック内で発生する汚水量を重要度の評価基準とします。

ブロック内で発生する汚水量 (m<sup>3</sup>)

### 6.5.4 優先度別割合

前述した方針に則り、ブロック分けした污水管渠について評価をおこないました。例えば、3-10-A ブロックの評価点は、①～⑤の点数の和により、9点となります。

①災害時における施設の重要度	・・・	0点
②整備予定区域のブロック別の人口	・・・	1点
③単位整備面積あたりに要する事業費	・・・	3点
④単位処理人口あたりに要する事業費	・・・	3点
⑤単位面積あたりで発生する汚水量	・・・	2点
合計	・・・	9点

その結果を優先度数値別に整理すると、下表のとおりとなります。

表 6.5.1 優先度別ブロック集計

	優先度数値				合計
	0～5	6～10	11～15	16～20	
ブロック	11 B	100 B	3 B	0 B	114 B
割合	9.7 %	87.7 %	2.6 %	0.0 %	100.0 %

※単位は「ブロック」であるが、表記は「B」とします。

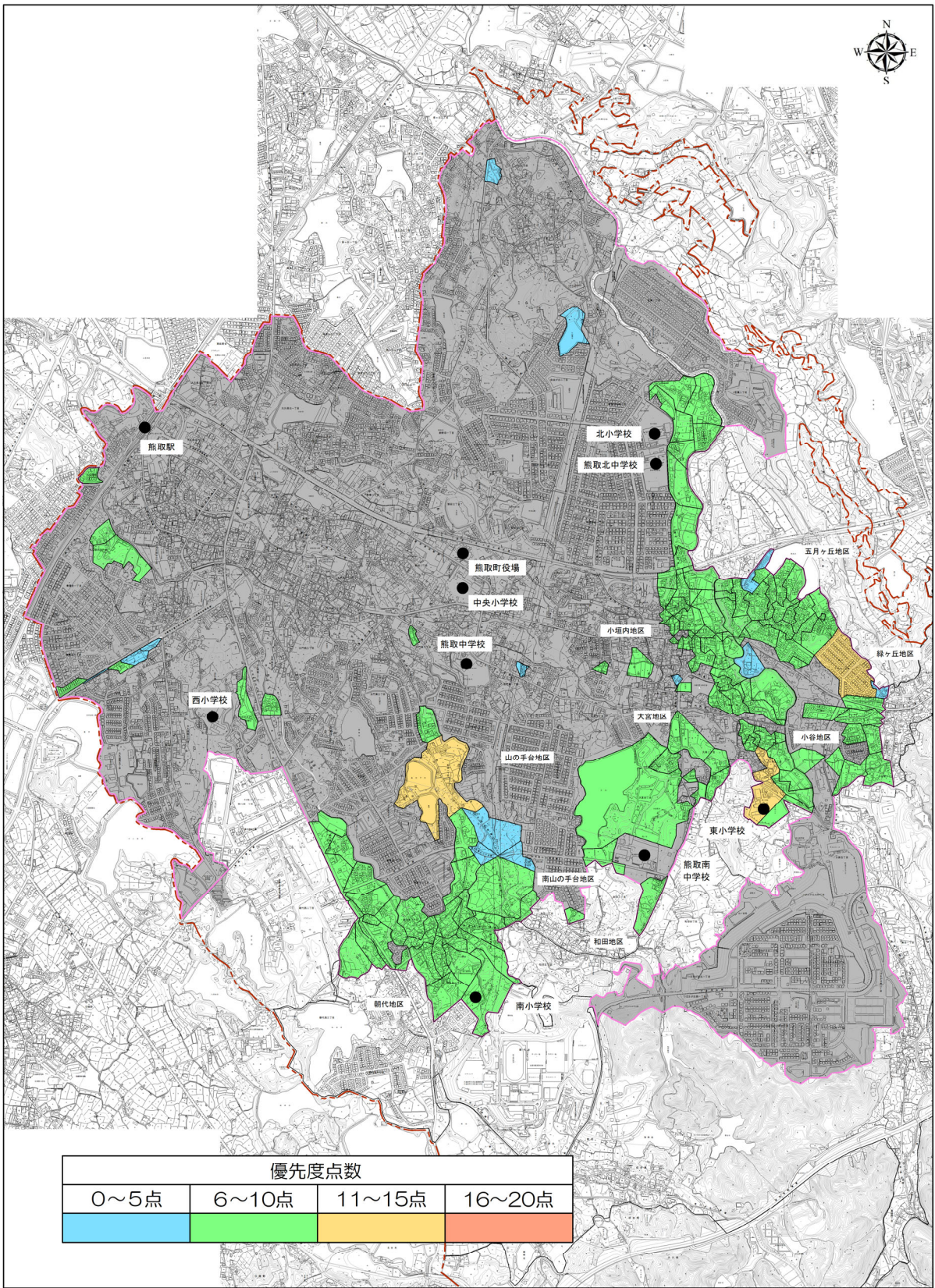


図 6.5.2 優先度評価結果

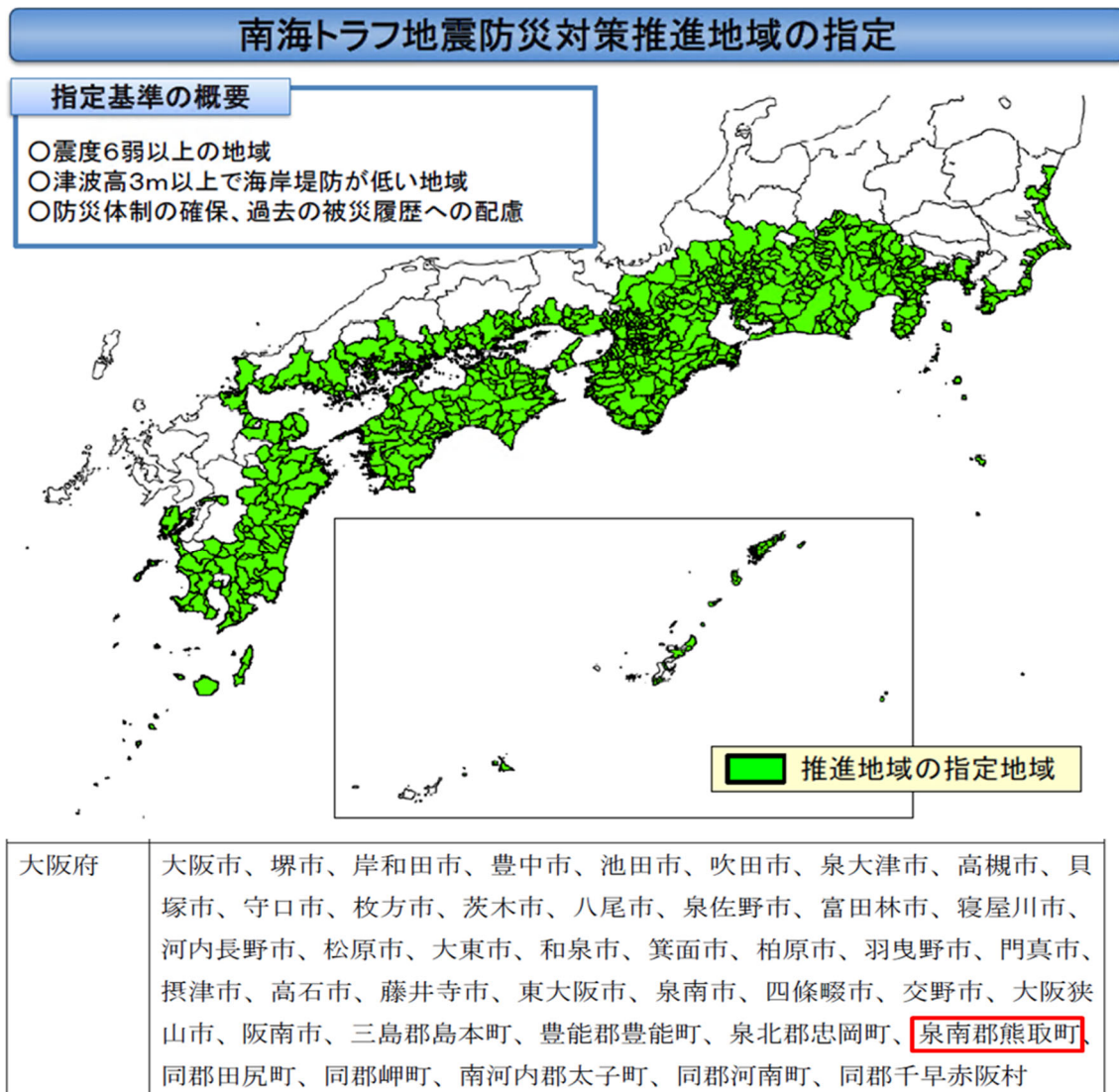
### 6.5.5 評価結果からの課題及び解決方法

表 6.5.1 より、評価点が6～10 点の同じランクに集中してしまう結果となりました。この結果では、整備の優先順位付けをおこなうことは困難であると考えられます。

したがって、評価5項目の中で重要度の高い項目を選定し、重みづけをおこなうこととします。

#### ①「①災害時における施設の重要度」 評価点×5

本町は、下図のとおり南海トラフ地震防災対策推進地域の指定地域になっています。災害時における指定避難所での公共下水道の機能確保が最優先課題であることから、評価点を5倍にするものとします。



※内閣府 防災情報のページ 南海トラフ地震防災対策推進地域

図 6.5.3 南海トラフ地震防災対策推進の指定地域



②「⑤単位面積あたりで発生する汚水量」 評価点×3

下水道事業は、公営企業であり、使用料収入によって事業を運営する必要があります。下水道施設の整備後、流入汚水量の増加に伴い、収入の増加が見込めることが重要であると考えられるため、評価点を3倍にするものとします。

③「②整備予定区域のブロック別の人口」 評価点×2

本整備計画の優先課題は、未普及対策であり、下水道普及率の向上が急務となっています。したがって、人口密度の高いブロックを整備することが重要であると考えられるため、評価点を2倍にするものとします。

### 6.5.6 重みづけをおこなった優先度別割合

前述した方針に則り、評価点に重みづけを乗じて、評価をおこないました。

例えば、3-10-A ブロックの評価点は、①～⑤の評価点に重みづけを乗じた数値の和により、14点となります。

①災害時における施設の重要度	・・・	0点×5＝0点
②整備予定区域のブロック別の人口	・・・	1点×2＝2点
③単位整備面積あたりに要する事業費	・・・	3点×1＝3点
④単位処理人口あたりに要する事業費	・・・	3点×1＝3点
⑤単位面積あたりで発生する汚水量	・・・	2点×3＝6点
合計	・・・	14点

その結果を優先度数値別に整理すると、下表のとおりとなります。

表 6.5.2 重みづけを加味した優先度別ブロック集計

	優先度数値				合 計
	0～5	6～10	11～15	16～31	
ブロック	3 B	41 B	43 B	27 B	114 B
割 合	2.6 %	36.0 %	37.7 %	23.7 %	100.0 %

※単位は「ブロック」であるが、表記は「B」とします。

重みづけを加味したことにより、ブロック別の評価点の差が顕著となったことから、整備優先順位付の基礎資料として、使用します。

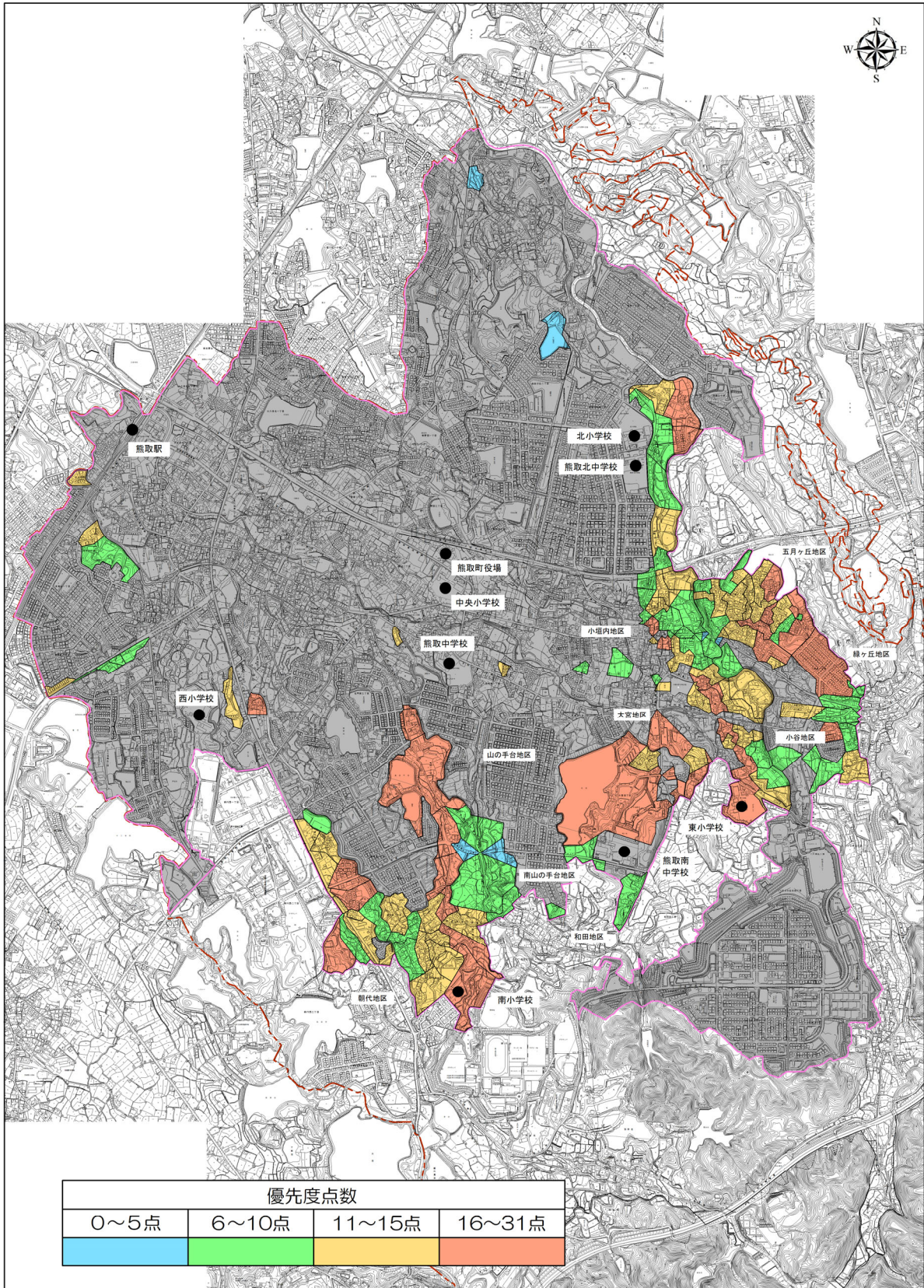


図 6.5.4 整備優先度評価結果（重みづけ考慮）

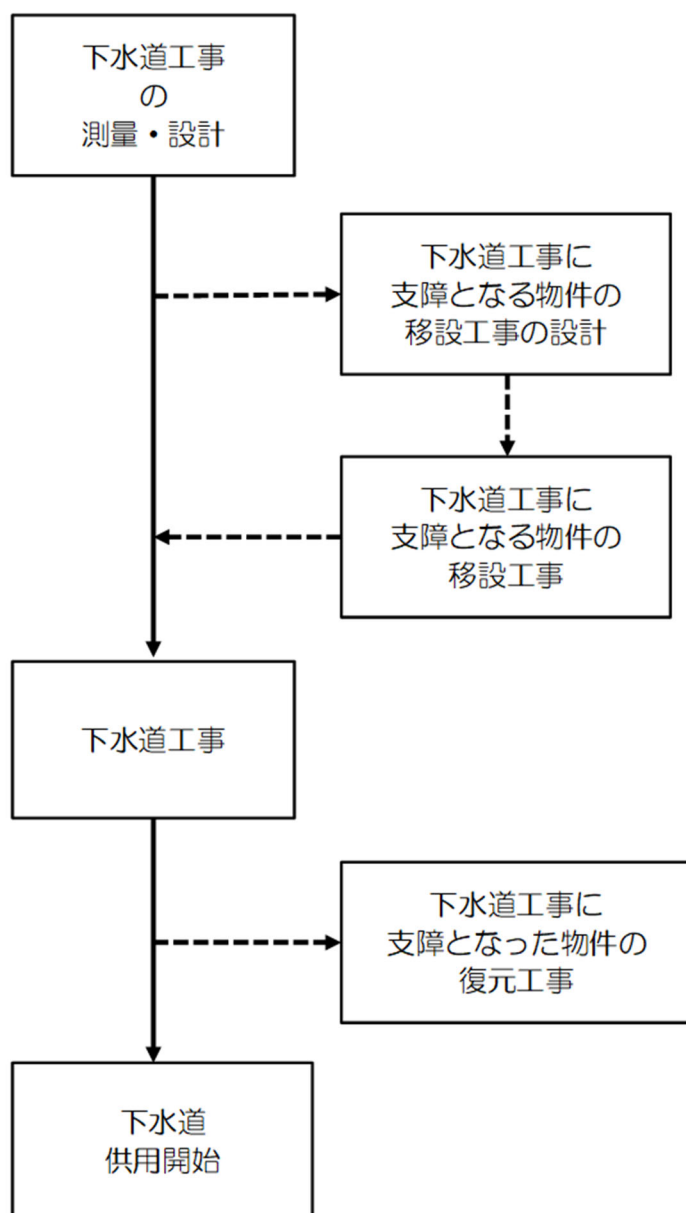
## 6.6 整備に必要な費用

### 6.6.1 費用区分

事業費を算出するにあたり、事業費の要素を区分します。

下水道施設の整備には、大きく分けて「下水道布設工事測量・設計」、「下水道布設工事」、「支障物件移設設計」、「支障物件移設復元工事」の4種類の事業が存在します。

各事業の実施年度も異なることから、事業別に事業費を算出します。



※ -----> 下水道工事の実施に支障となる物件が存在する場合に必要な作業。

図 6.6.1 下水道施設の供用開始までの流れ

## 6.6.2 整備に必要な事業費

事業費の算出に使用する基準単価は、過年度の工事実績より令和2年度における平均単価より算出しました。

事業費を算出した結果、事業計画区域内の管渠約 25 k m、マンホールポンプ施設 37 箇所の整備に必要な事業費は、5,487,140 千円となりました。

表 6.6.1 事業費

項 目	事業費
下水道布設工事測量・設計	336,146 千円
下水道布設工事	4,110,909 千円
支障物件移設設計	176,790 千円
支障物件移設復元工事	863,295 千円
合計	5,487,140 千円

※金額は税込

## 6.7 年間整備規模の検討

前述より、計画区域内の整備に必要な事業費の算出をおこないました。

ここでは、整備完了までの計画目標期間の検討をおこないます。令和2年度予算額を基準に、複数パターンを検討します。

### 6.7.1 評価基準

評価をおこなうにあたり、各案の評価項目毎に3段階のグループ分けをおこない、高評価のグループから3、2、1点として、点数を配点します。

また、各案の評価において、現状を鑑みて実現不可能である場合や本整備計画の主旨から逸脱している場合は0点とします。なお、0点の評価がある案は、合計評価点に関わらず、不採用とします。

### 6.7.2 下水道工事費の上昇予測

国土交通省が公表しています建設工事費デフレーター<sup>1)</sup>の2011年からの推移を見ると、下水道工事費が増加傾向となっています。したがって、年度別の事業費については、工事費の上昇を加味し、算出します。

下水道工事費上昇率は、国土交通省の建設工事費デフレーターより、1.5%を見込みます。これにより、R2年度事業費に対し、R3年度は1.5%、R4年度は3.0%、R5年度は4.5%の上昇となります。

下水道工事費上昇率 = 1.5%

参考資料：国土交通省 建設工事費デフレーター

### 6.7.3 整備規模検討案

下表に整備規模の検討案を示します。

整備完了までの計画期間を通して、一定の整備規模となる案が4案、この4案を組み合わせて、段階的に整備を加速させる案が2案の計6案について、比較検討をおこないます。

表 6.7.1 整備規模検討案

計画期間を通して、一定の整備規模となる案	
①	令和元年度予算額
②	令和2年度予算額
③	令和2年度予算額×1.25倍
④	令和2年度予算額×1.5倍
上記4つの案を組み合わせ、段階的に整備を加速させる案	
⑤	令和2年度予算額 (R3・R4) + 令和2年度予算額×1.25倍 (R5～)
⑥	令和2年度予算額 (R3・R4) + 令和2年度予算額×1.25倍 (R5～R8) + 令和2年度予算×1.5倍 (R9～)

#### 6.7.4 技術的評価

前述の整備規模6案について、技術的観点から評価をおこないます。

事業費規模、整備必要年数、総事業費等の評価条件を基に、未普及対策の解消、工事による周辺への影響、人材確保等の技術的な項目で定量的評価をおこないました。

表 6.7.2 技術的評価

種別	パターン		一定の整備規模案				段階的整備加速案	
			①	②	③	④	⑤	⑥
評価条件	事業費規模 (千円/年) (税込)	R3・R4	271,967	333,822	417,277	500,733	R3・R4: R2予算	333,822
		⑤R5~					R5~: R2×1.25	417,277
		⑥R5~R8					R9~:	—
		R9~					R2×1.5	500,733
	整備必要年数 (年)		21	17	14	11	14	13
	総事業費(千円) (税込)		6,358,892	6,205,363	6,069,854	5,979,412	6,101,150	6,062,657
	下水道普及率(%) (令和12年度)		87.3	88.6	90.0	92.2	89.9	90.4
	整備済人口 (令和12年度)		34,752	35,255	35,825	36,704	35,783	35,990
	工事担当 職員数(人)	R3・R4	3	4	5	6	4	4
		⑤R5~					5	5
⑥R5~R8		—					6	
R9~								
評価項目	未普及対策 解消速度		0	0	2	3	2	3
	周辺住民への 工事による影響		3	3	2	1	2	1
	人材の確保		3	3	0	0	2	1
	公衆衛生の向上 環境改善		1	1	2	3	2	3
	災害対策		1	1	3	3	3	3
	技術的評価計		8	8	9	10	11	11

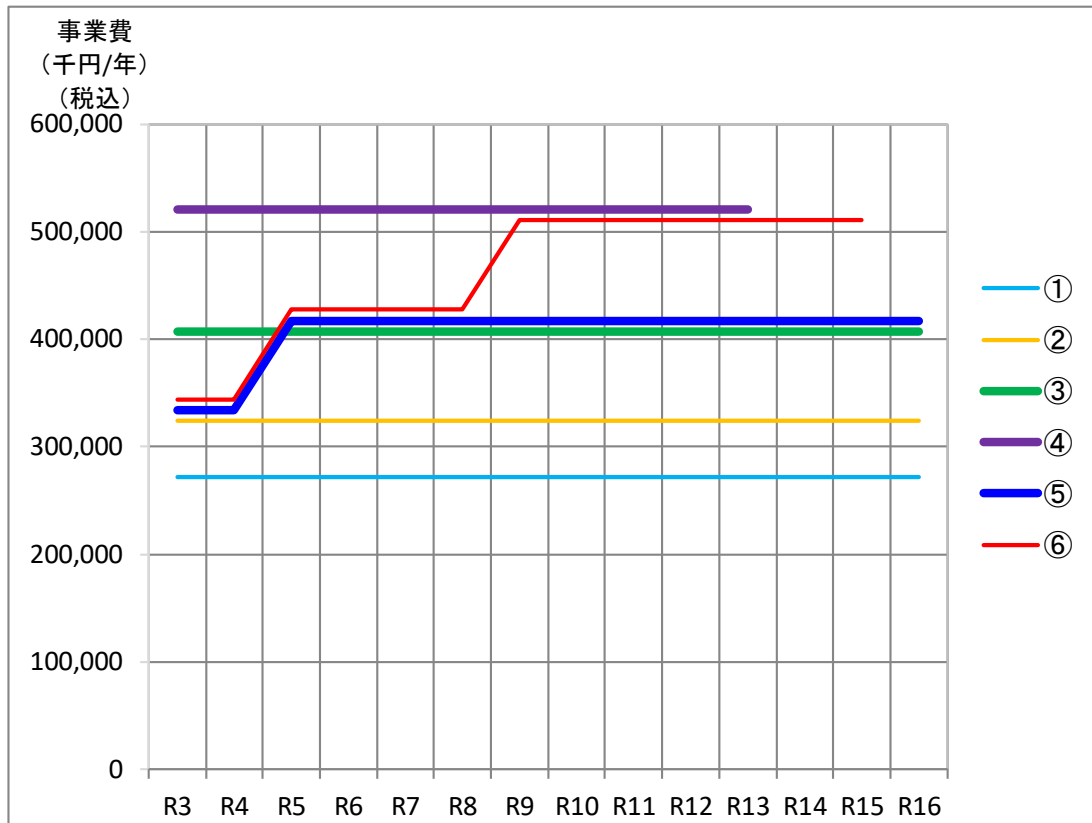


図 6.7.1 事業費規模の推移

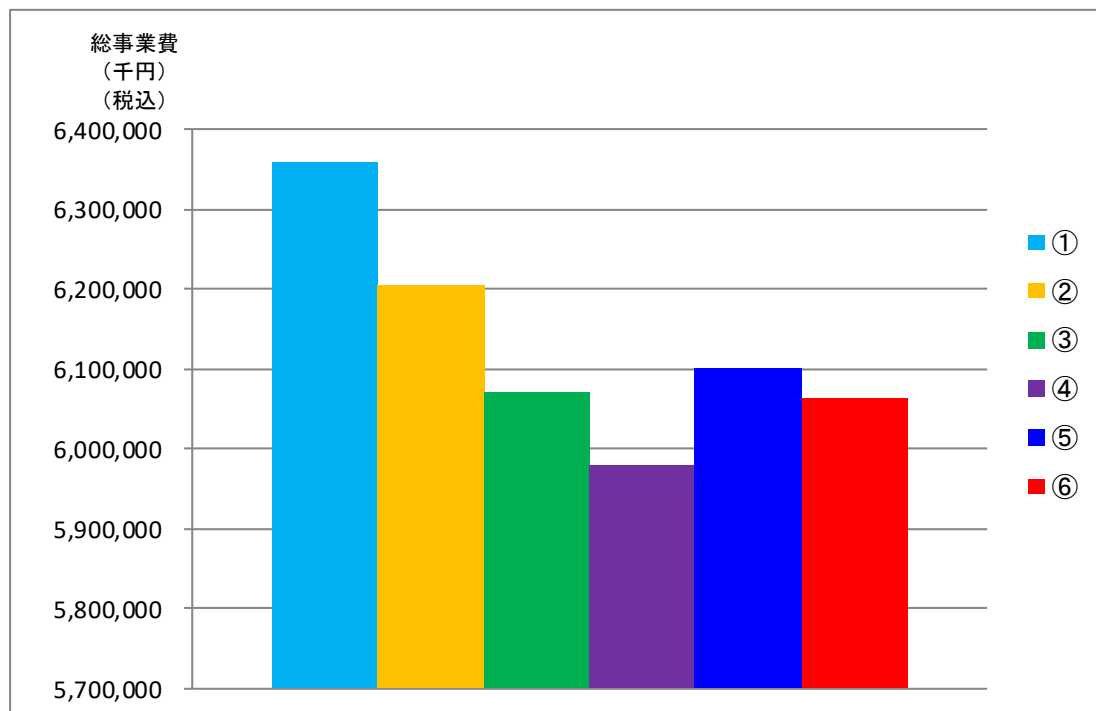


図 6.7.2 総事業費の比較



### ①評価条件について

整備必要年数は、一定の整備規模案の④案の整備期間が11年と最も短く、次いで段階的整備加速案の⑥案が13年となります。

総事業費は、下水道工事費上昇率を年間1.5%見込んでいるため、整備にかかる年数が長くなるほど、総事業費が高くなります。

普及率や整備済み人口は、整備にかかる年数が短いほど、整備済み人口が多く、下水道普及率も高くなります。

工事担当職員数は、一定の整備規模案の①案が3人と最も少なく、段階的整備加速案では、事業費規模が大きくなるたびに職員を増員する必要があります。

### ②評価項目について

#### ○未普及対策の解消速度

整備の速度を加速させ、より早く未普及地域を解消することを評価するものです。整備必要年数と総事業費が比例の関係であり、これらを基準に評価しています。

令和2年度予算を基準に事業費を縮小する①案、事業費を維持する②案については、不適當であるとし、評価点は0点となっています。

#### ○周辺住民への工事による影響

工事による振動、騒音や交通規制が、周辺住民に及ぼす影響を評価するものです。事業費規模が大きくなるほど、工事延長や工事日数が増加するため、周辺住民への影響も大きくなることが予想されます。

事業費規模と評価点が反比例する関係となっています。

#### ○人材の確保

現在4名の職員で下水道の整備事業をおこなっていますが、事業費の増加に合わせて、職員の増員が必要となります。職員増員の計画性や実現性を基準に評価しています。

職員の確保は、下水道課のみで実現できるものではなく、各年の職員の採用計画や他部署との関係が密接に関連することから、次年度の令和3年度から1名増員の③案と2名増の④案については、実現性の観点から困難であるため、評価点は0点となっています。

#### ○公衆衛生の向上、環境改善

下水道の普及により、公衆衛生の向上、公共用水域の水質改善が図られるため、下水道普及率を基準に評価するものです。事業費規模と評価点が比例する関係となって

います。

#### ○災害対策

災害時においても指定避難所における下水道の機能維持を図るため、早急に指定避難所への下水道を整備する必要があります。しかしながら、災害の発生は予測不可能です。

したがって、令和2年度予算額を上回る③案～⑥案は高評価とし、予算額を下回る①案、予算額を維持する②案は低評価となっています。

以上より、段階的整備加速案の⑤案、⑥案の評価点が11点と最も高く、また0点の項目がないことから、優位な案と考えられます。

### 6.7.5 経営的評価

前述での、技術的評価に加え経営的観点から評価をおこないます。

技術的評価と同様に、事業費規模、整備必要年数、総事業費等の評価条件を基に、下水道使用料、起債借入額、総事業費といった経営的な項目で定量的評価をおこないました。

表 6.7.3 経営的評価

種別	パターン		一定の整備規模案				段階的整備加速案	
			①	②	③	④	⑤	⑥
			R1予算	R2予算	R2×1.25	R2×1.5	R3・R4: R2予算 R5~: R2×1.25	R3・R4: R2予算 R5~R8: R2×1.25 R9~: R2×1.5
評価条件	事業費規模 (千円/年) (税込)	R3・R4	271,967	333,822	417,277	500,733	333,822	333,822
		⑤R5~ ⑥R5~R8					417,277	417,277
		R9~						500,733
	整備必要年数 (年)	21	17	14	11	14	13	
	総事業費(千円) (税込)	6,358,892	6,205,363	6,069,854	5,979,412	6,101,150	6,062,657	
	整備済人口 (令和12年度)	34,752	35,255	35,825	36,704	35,783	35,990	
評価項目	使用料収入 (千円/令和12年)(税抜)	457,336	463,956	471,457	483,025	470,904	473,628	
	使用料	1	1	2	3	2	2	
	起債借入額	3	2	2	1	2	1	
	総事業費	1	1	2	3	2	2	
経営的評価計		5	4	6	7	6	5	

以上により、④案の評価点が7点と最も高く、次いで③案、⑤案が6点の結果となりました。

### <考察>

整備速度の違いによる財政面への影響について、整備規模の最も大きい④案：上位（11年）、ほぼ中間の⑤案：中位（14年）、最も小さい①案：下位（21年）として、比較をおこないました。

以下に、資金残高、純損益、下水道使用料及び起債残高の推移を示します。

整備に要する経費以外の条件を同一として比較した場合、使用料収入は整備量に応じて、下水道使用者が多くなる上位（④案）が大きくなり、起債残高は上位（④案）が現在よりも高額となります。

また、資金残高の枯渇や純損益がマイナスになるタイミングなどは、ほぼ同じ傾向となっており、整備速度の違いによる財政的影響は、それほど大きくないことがわかります。

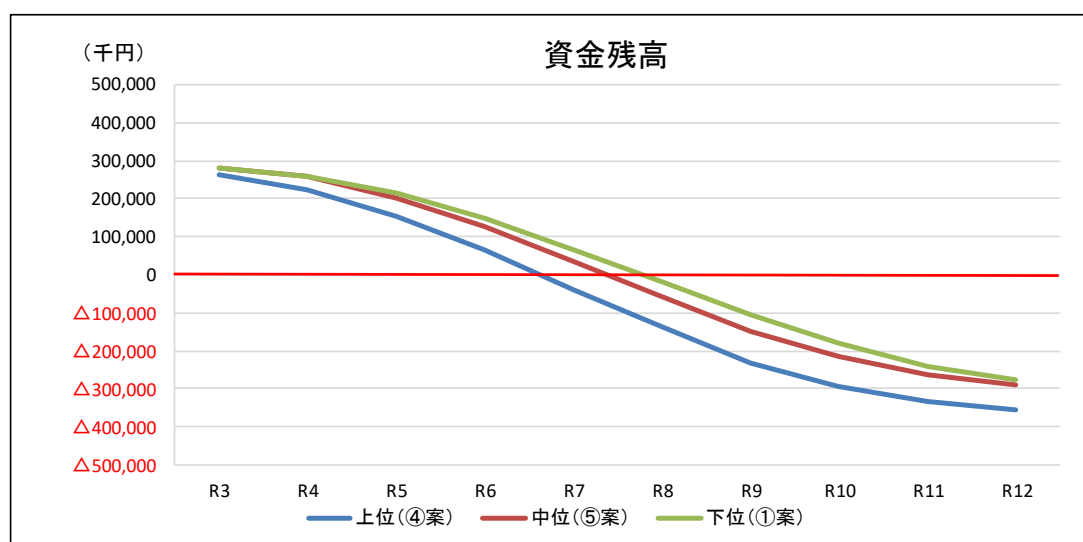


図 6.7.5 資金残高の推移

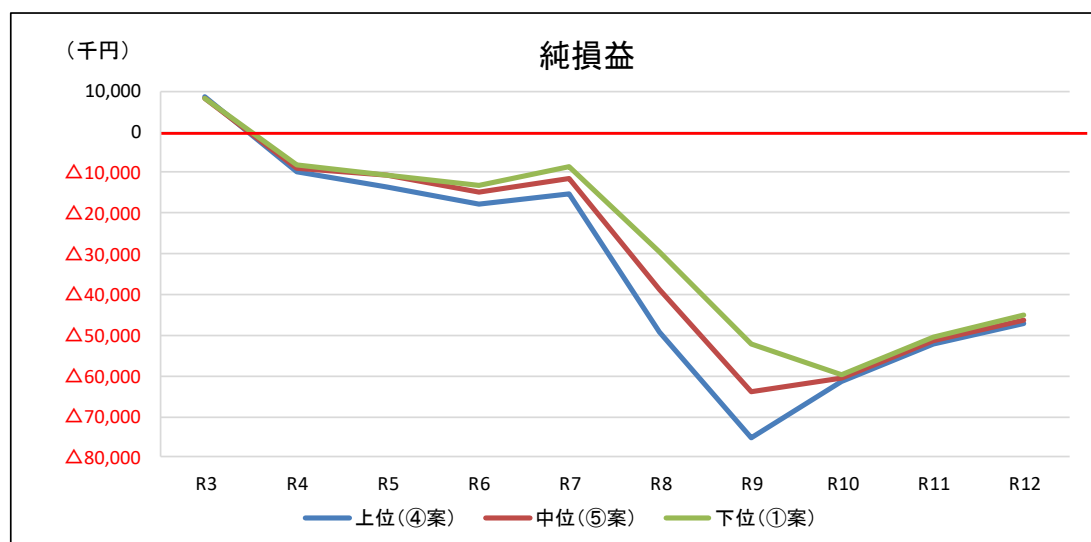


図 6.7.6 純損益の推移

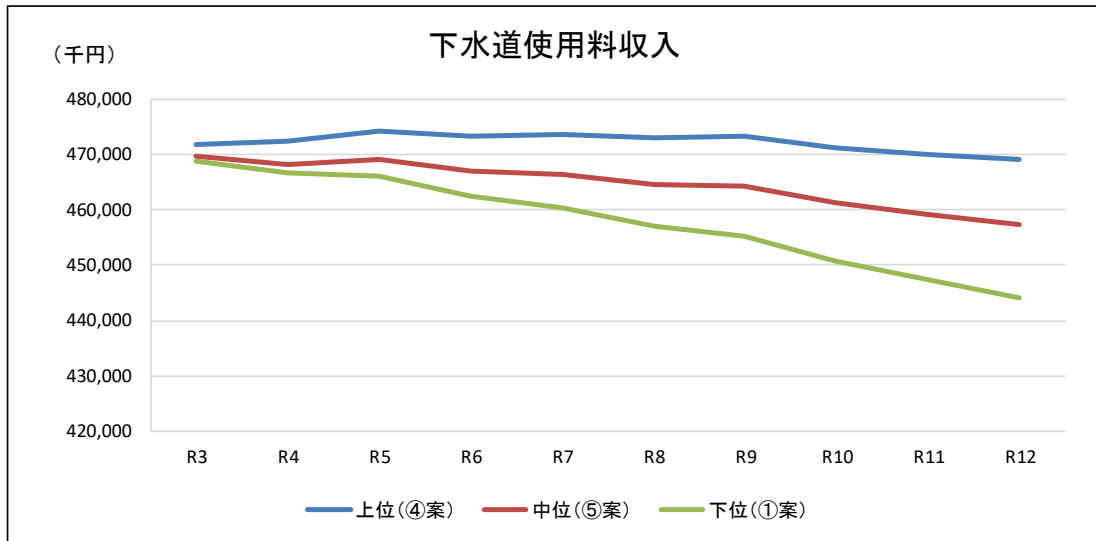


図 6.7.7 下水道使用料収入の推移

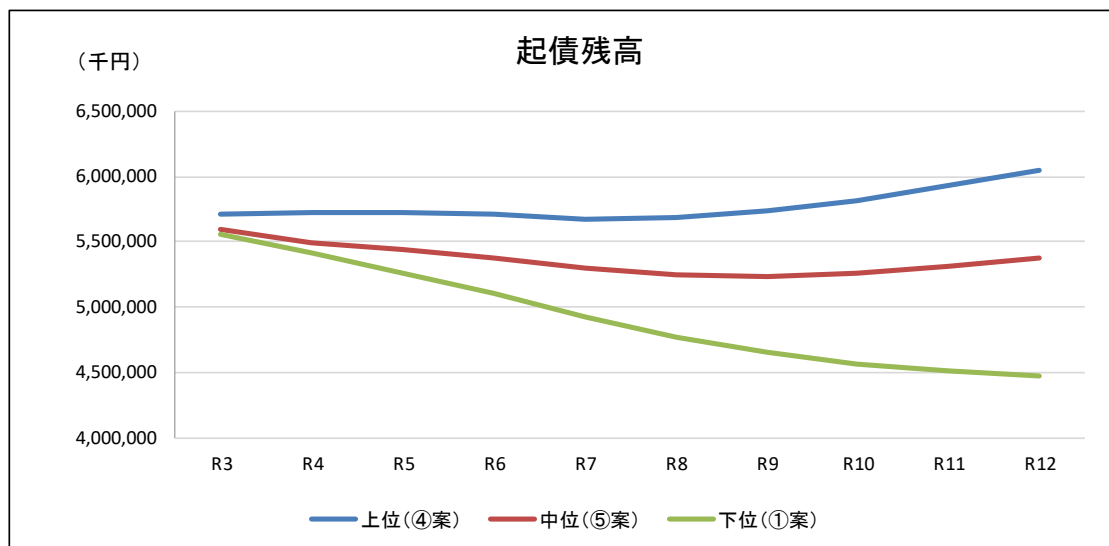


図 6.7.8 起債残高の推移

### 6.7.6 年間整備規模の比較案総合評価

技術的評価及び経営的評価の結果を勘案し、総合評価をおこないます。

表 6.7.4 より、技術的評価では、⑤案と⑥案が最も評価点が高く、経営的評価では、④案が高くなりました。

総合評価としては、④案と⑤案が 17 点と最も評価が高い結果となっています。

表 6.7.4 総合評価

種別	パターン		一定の整備規模案				段階的整備加速案	
			①	②	③	④	⑤	⑥
			R1 予算	R2 予算	R2×1.25	R2×1.5	R3・R4: R2 予算 R5~: R2×1.25	R3・R4: R2 予算 R5~R8: R2×1.25 R9~: R2×1.5
評価条件	事業費規模 (千円/年) (税込)	R3・R4					333,822	333,822
		⑤R5~ ⑥R5~R8	271,967	333,822	417,277	500,733	417,277	417,277
		R9~						500,733
		整備必要年数 (年)	21	17	14	11	14	13
	総事業費 (千円) (税込)	6,358,892	6,205,363	6,069,854	5,979,412	6,101,150	6,062,657	
	下水道普及率 (%) (令和12年度)	87.3	88.6	90.0	92.2	89.9	90.4	
	整備済人口 (令和12年度)	34,752	35,255	35,825	36,704	35,783	35,990	
	工事担当 職員数 (人)	R3・R4					4	4
		⑤R5~ ⑥R5~R8	3	4	5	6	5	5
		R9~					-	6
使用料収入 (千円/令和12年) (税抜)	457,336	463,956	471,457	483,025	470,904	473,628		
技術的評価			8	8	9	10	11	11
経営的評価			5	4	6	7	6	5
総合評価			13	12	15	17	17	16

## 6.8 年間整備規模の決定及び総事業費の決定

### 6.8.1 年間整備規模の決定

前述の評価結果より、④案と⑤案の総合評価点が、17点となりました。

しかしながら、④案については、技術的評価の「人材の確保」項目において、現状を鑑みると実現不可能であり、0点の評価となっているため、6.7.1 評価基準に則り、不採用とします。

したがって、年間整備規模は⑤案を採用します。

年間整備規模 採用案：⑤案

### 6.8.2 総事業費等

前述にて決定した、整備規模により算出した、総事業費は下記のとおりになります。

総事業費は、年間 1.5%の上昇率を考慮したことにより、14 年間の総事業費は約 61 億円となり、表 6.6.1 で示した上昇率を考慮しない場合と比べて、約6億1千万円増加することになります。

表 6.8.1 総事業費等

年間整備規模	333,822千円	R3~R4
	417,277千円	R5~R16
整備必要年数	14年間	R3~R16
総事業費	6,101,150千円	

※金額は税込

## 6.9 計画期間内の年度別整備箇所計画

具体的な計画区域内の整備事業費及び延長です。

年間整備規模を基に、整備優先度評価や地域のバランスなどを検討した工事箇所より、工事費を算出して、年度別に割り振った結果です。

年度別事業費が、年度によって変動があるのは、管の大きさ、深さ、種類の他、施工方法などの違いによるものです。

計画期間の早い段階で大きな事業を実施することにより、工事費の上昇影響が少なくなるため、総事業費も約 60 億 8 千万円となります。

表 6.9.1 年度別事業費、整備延長

年度	事業費（千円）	整備延長（m）
R3	341,471	1,088
R4	346,053	1,705
R5	530,090	1,069
R6	443,455	1,829
R7	467,172	1,695
R8	478,824	2,071
R9	476,750	2,223
R10	479,432	1,712
R11	469,481	2,140
R12	475,508	2,447
R13	496,536	2,185
R14	472,798	2,464
R15	378,740	1,616
R16	223,601	492
合計	6,079,911	24,736

※事業費：上昇率 1.5%考慮 税込

また、図 6.9.1 に工事進捗のイメージ図を示します。令和 3 年度以降から 5 年ごとに整備年度を着色しています。

令和 7 年度までに、東小学校、熊取南中学校を整備、令和 12 年度までに南小学校を整備する計画です。

なお、個別地区については、現在継続して整備している小垣内、大宮、久保及び朝代地区に加え、新たに和田、小谷、五月ヶ丘及び緑が丘地区についても整備をおこなっていく計画です。



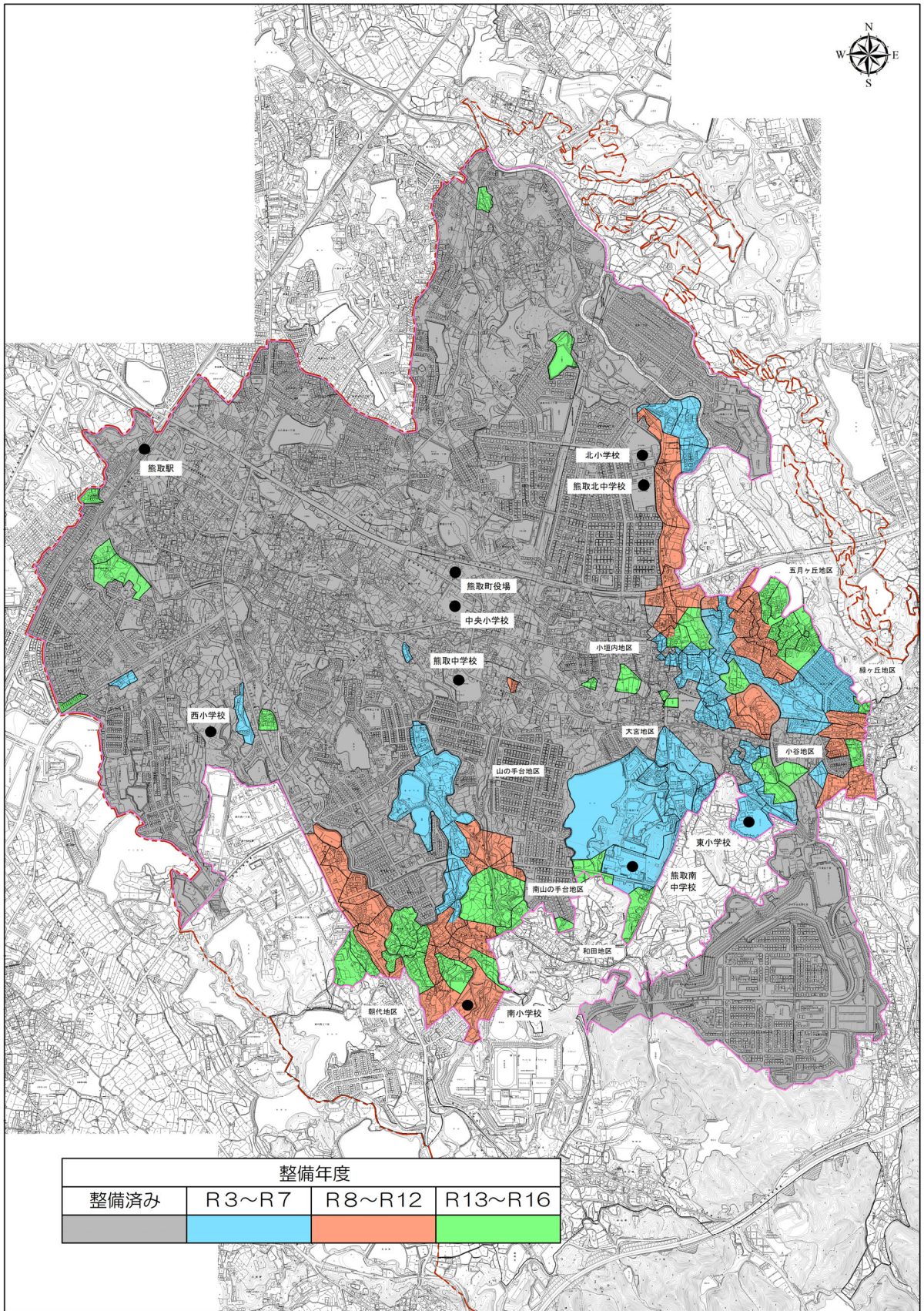


図 6.9.1 工事整備進捗イメージ

## 6.10 目標達成のための具体的な項目

### 6.10.1 整備の規模

整備計画を達成するため、収支バランスも検討した整備規模と平準化を図り下水道サービスの普及拡大を図ります。

表 6.10.1 主な取り組み内容

項目	内容
整備延長	整備必要延長のうち、前期期間（R3～R7 7.4km）後期期間（R8～R12 10.6km）を施工します。
整備区域	整備計画区域図の記載箇所を施工します。
現事業計画区域内の整備	令和16年度末整備完了を目標とします。
事業計画区域の拡大の検討	長期目標（令和13年度～）での取り組みとします。
マンホールポンプ施設整備	37箇所のうち計画期間内においては、21箇所の整備を実施します。
下水道普及率	令和12年度末下水道普及率89.9%を目標とします。
整備規模	人員体制、収支バランスを図った適正な整備規模で実施します。
国補助金の確保	国補助金を最大限に活用するため、大阪府や関係機関と協議していきます。

表 6.10.2 成果達成の目標値

成果指標	目標値
整備延長	18.0km
マンホールポンプ施設整備	21箇所
下水道普及率	89.9%

## 6.10.2 指定避難所への整備

整備計画のうち、最優先課題である指定避難所への整備率を100%とします。

表 6.10.3 主な取り組み内容

項目	内容
指定避難所の下水道整備	東小学校、南小学校及び熊取南中学校の整備を完了します。

表 6.10.4 成果達成の目標値

成果指標	目標値
指定避難所の下水道整備	100%

## 第7章 経営戦略

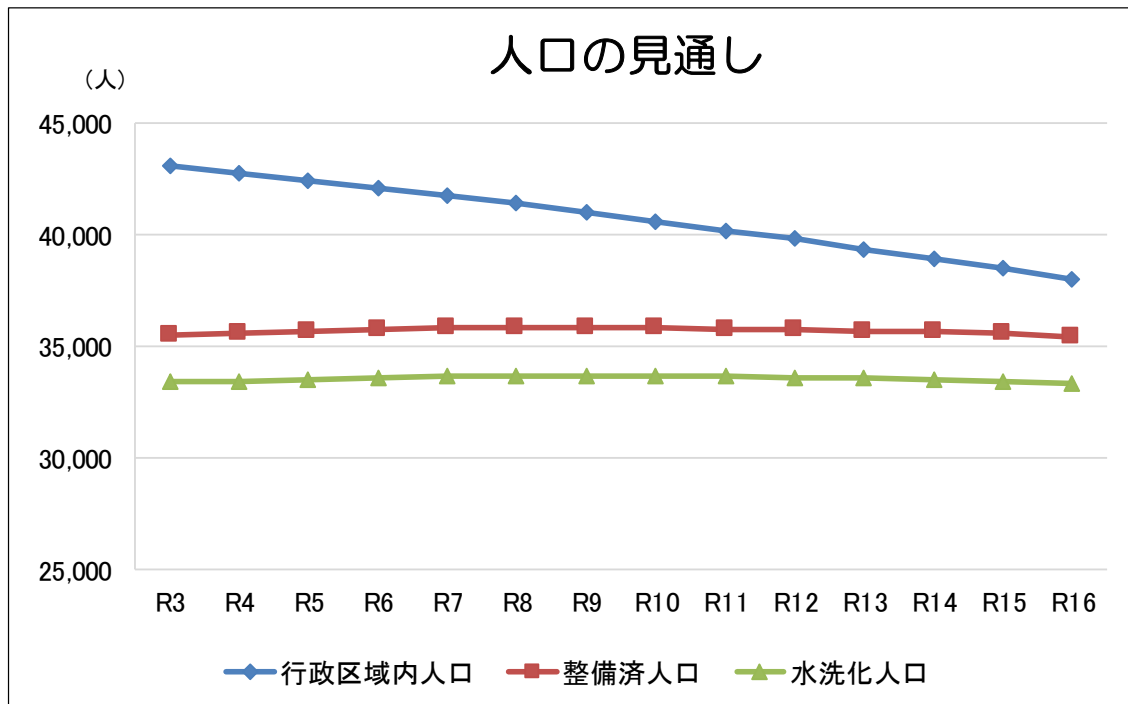
### 7.1 人口・水量の見通し

#### 7.1.1 行政区域内人口・整備済人口・水洗化人口

行政区域内人口は、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口を使用しており、今後減少していく見通しです。

整備済人口は、前年の整備済人口に今後整備する区域における想定人口(4,925人)を各年度の増加普及率により算出し加算しています。整備の推進により整備済人口は増加の傾向にありますが、令和8年度の35,830人をピークに減少傾向に転じる予測をしています。

水洗化人口は、水洗化率を94%とし整備済人口から算出しています。整備済人口と同様に増加傾向にありますが、令和8年度の33,680人をピークに減少傾向に転じる予測をしています。



(単位：人)

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
行政区域内人口	43,063	42,744	42,426	42,107	41,789	41,392	40,995
整備済人口	35,552	35,575	35,664	35,747	35,826	35,830	35,828
水洗化人口	33,419	33,441	33,524	33,602	33,676	33,680	33,678

年度	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
行政区域内人口	40,597	40,200	39,803	39,363	38,923	38,483	38,043
整備済人口	35,820	35,805	35,783	35,715	35,641	35,559	35,469
水洗化人口	33,671	33,657	33,636	33,572	33,503	33,425	33,341

図 7.1.1

### 7.1.2 有収水量

1人1日あたり有収水量は、P.42「3.3.2 有収水量の減少」のとおり予測しています。

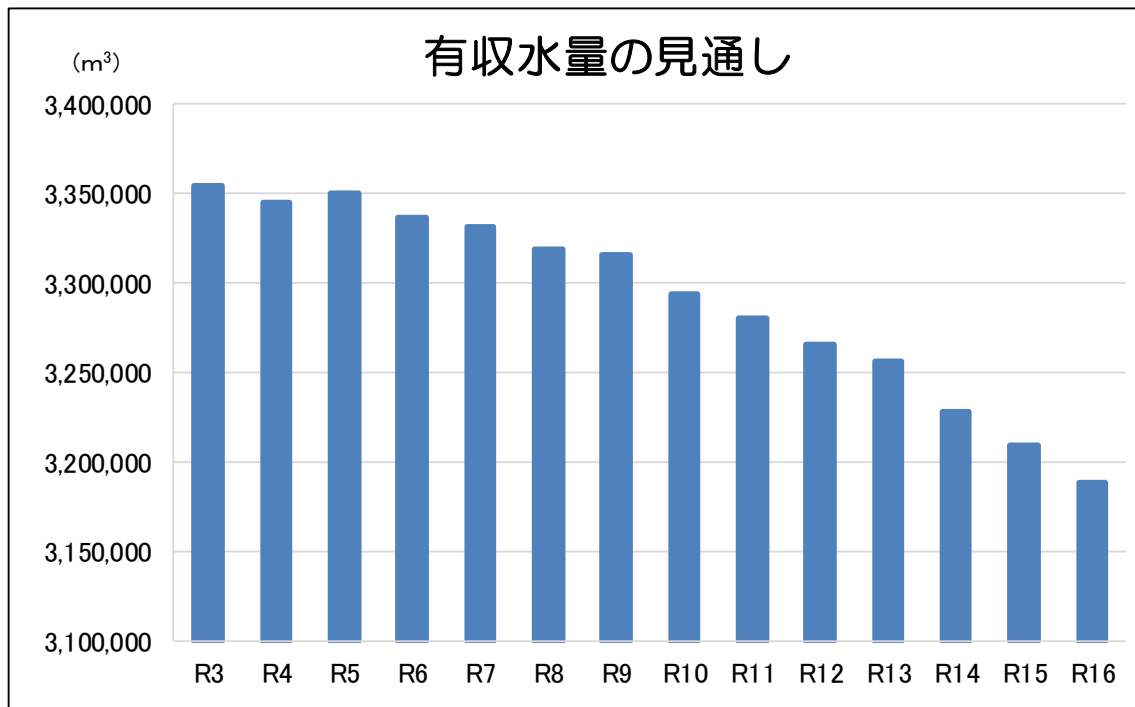
近年の節水傾向を考慮し、直近5年間の実績で、5ℓ減少しているため、1ℓ/年減少するものとします。

令和2年度を276ℓとし、そこから1ℓ/年減少させ、令和16年度には262ℓになるものと見込んでいます。

これをもとに、有収水量を算出します。

(1人1日あたり有収水量 × 年間日数 × 水洗化人口)

水洗化人口が令和8年度まで微増となりますが、1人1日あたり有収水量が減少しているため、有収水量についても減少傾向となっており、令和12年度では3,265,719m<sup>3</sup>と予測しています。



(単位：m<sup>3</sup>)

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
有収水量	3,354,599	3,344,434	3,349,718	3,336,007	3,331,230	3,319,164	3,315,599
年度	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
有収水量	3,293,697	3,280,211	3,265,719	3,256,148	3,228,349	3,208,800	3,188,400

図 7.1.2

## 7.2 財政収支の見通しと課題

### 7.2.1 収益的収支

#### (1) 収支見通し作成の前提条件

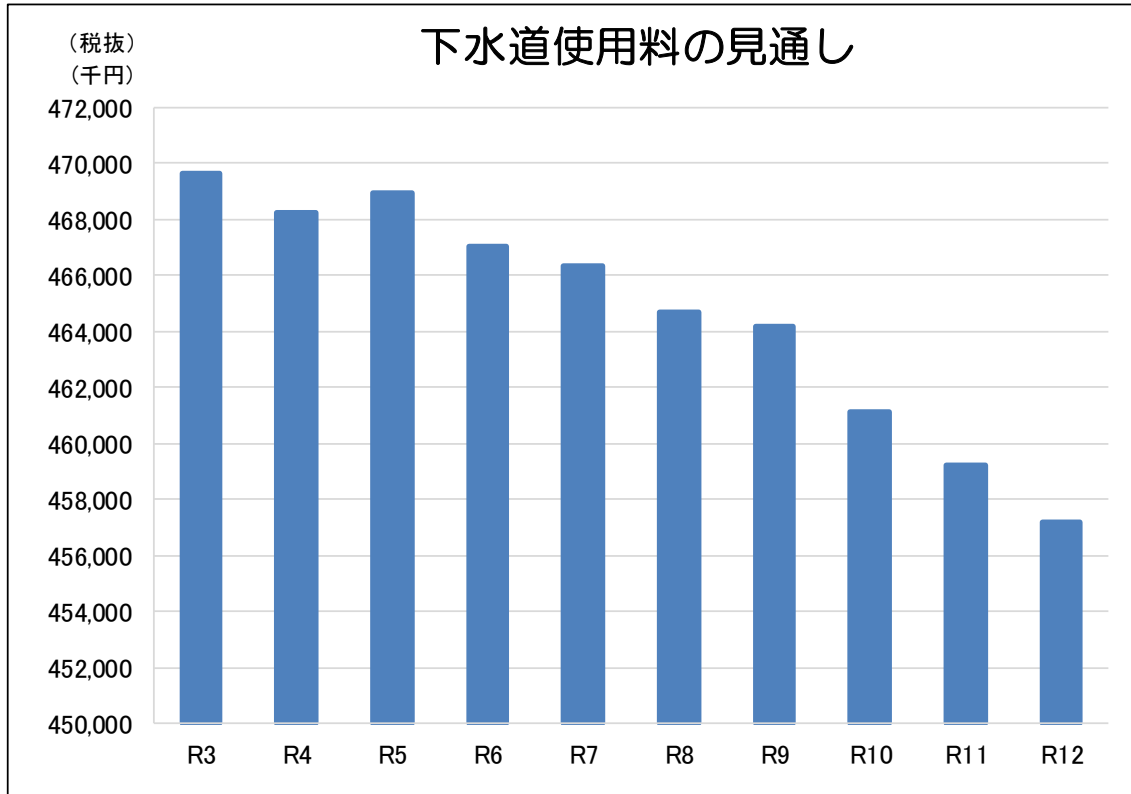
表 7.2.1 収支見通し作成の前提条件

項目	前提条件
使用料収入	年間有収水量 × 使用料単価（140 円/m <sup>3</sup> ）で算出。 ※使用料単価は令和元年度決算時の実績数値 140.02 円をもとに 140 円に設定
長期前受金戻入	対応する固定資産の耐用年数に応じて戻入処理
管渠費、総係費	令和 2 年度予算で細節あたりの支出が百万円以上の項目は、毎年 1.5%の上昇を見込んでいます。それ以外は令和 2 年度の予算額で一定としています。
人件費	令和 2 年度予算の数値で推移させています。 総係費では令和 3 年度から 1 名増（会計年度任用職員⇒正職員）を見込んでいます。
流域下水道管理費	大阪府流域下水道事業経営戦略等で見込まれている将来の負担金額に上昇率を加味して算定しています。
減価償却費	有形固定資産は構築物、機械及び装置、車輛及び運搬具、工具・器具及び備品費に分類し減価償却を実施します。 無形固定資産は流域下水道建設負担金の減価償却を実施します。
支払利息	令和元年発行分までを既存分とします。 新規分の起債（公共下水道債、流域下水道債）については、5年据置の 35 年償還で合計 40 年での元利均等償還とし、直近の実績から 1.0%の利率としています。 資本費平準化債については、3年据置の 17 年償還で合計 20 年での元利均等償還とし、直近の実績から 1.0%の利率としています。

## (2) 下水道使用料

有収水量をもとに、下水道使用料を算出しています。

有収水量の減少に伴い下水道使用料も減少傾向となっています。



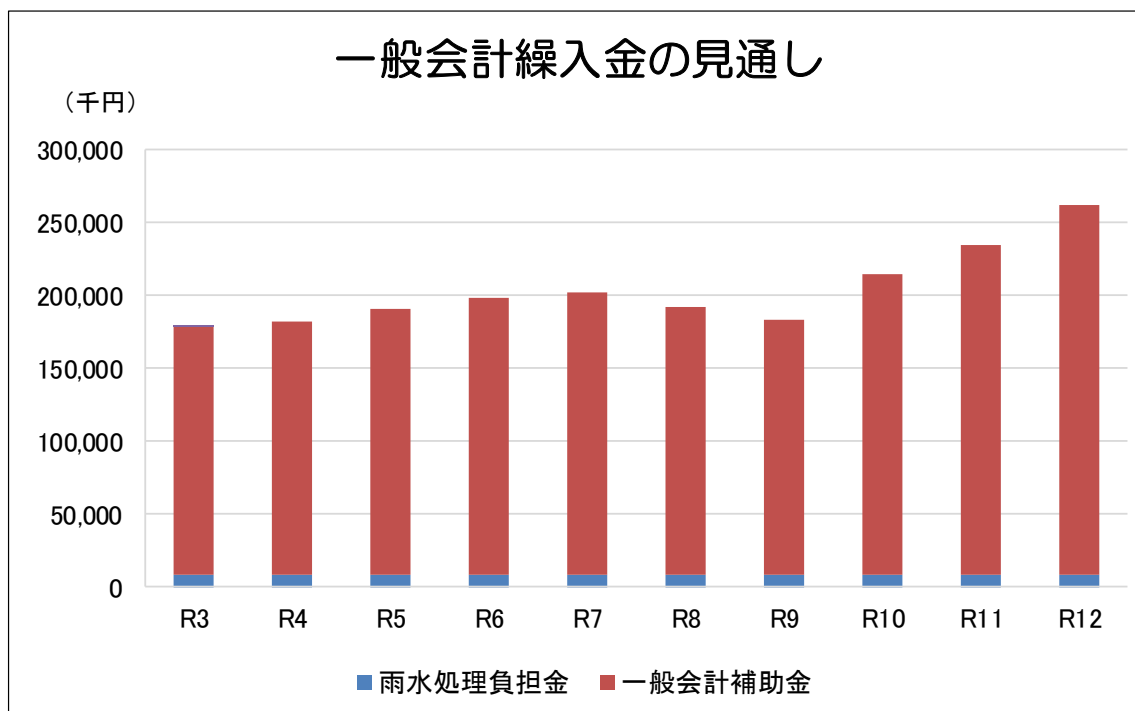
(単位：千円) (税抜)

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
下水道使用料	469,644	468,221	468,961	467,041	466,372	464,683	464,184	461,118	459,230	457,201

図 7.2.1

### (3) 一般会計繰入金

収益的収入のうち、雨水処理負担金、一般会計補助金は、総務省で定められた繰出基準に基づく一般会計からの繰入金となっています。



(単位：千円)

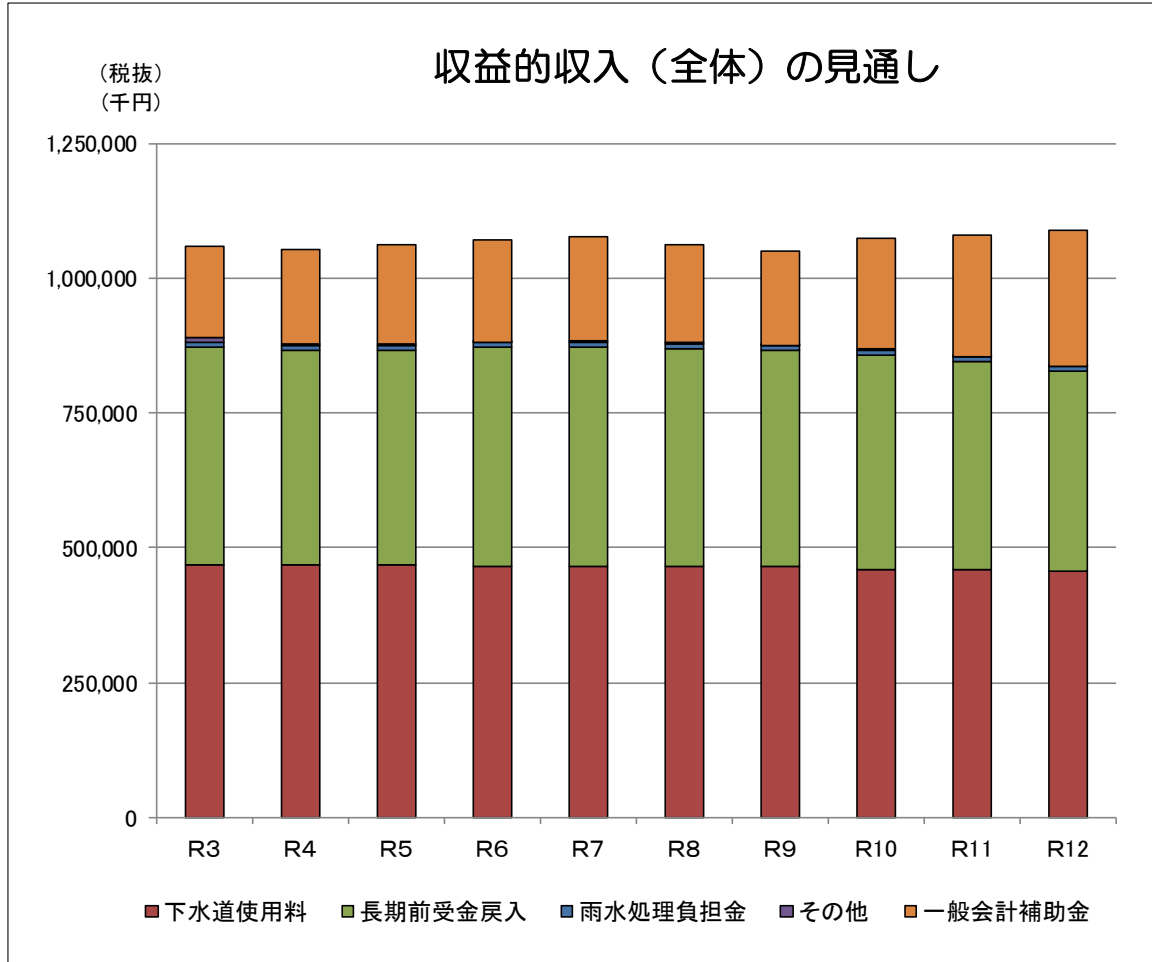
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
雨水処理負担金	9,272	9,142	9,031	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
一般会計補助金	169,310	173,430	181,725	189,040	192,860	182,538	174,256	206,037	224,923	253,396
合計	178,582	182,572	190,756	198,040	201,860	191,538	183,256	215,037	233,923	262,396

図 7.2.2



(4) 収益的収入（全体）

収入全体の中で長期前受金戻入の占める割合が大きくなっています。



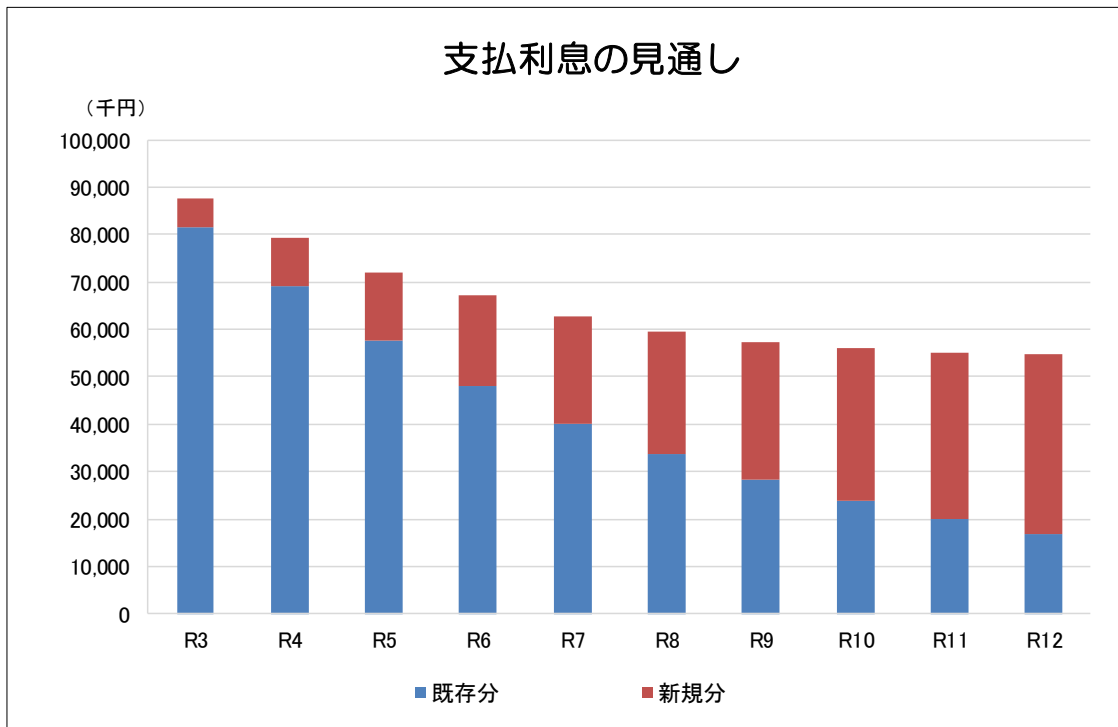
(単位：千円) (税抜)

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
下水道使用料	469,644	468,221	468,961	467,041	466,372	464,683	464,184	461,118	459,230	457,201
長期前受金戻入	402,728	397,115	397,767	403,496	406,246	404,542	401,472	397,053	386,741	369,810
雨水処理負担金	9,272	9,142	9,031	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
一般会計補助金	169,309	173,430	181,725	189,040	192,860	182,539	174,256	206,038	224,923	253,395
その他	6,795	3,740	3,320	2,571	1,829	1,560	1,164	863	333	327
計	1,057,748	1,051,648	1,060,804	1,071,148	1,076,307	1,062,324	1,050,076	1,074,072	1,080,227	1,089,733

図 7.2.3

(5) 支払利息

本町の起債の大半は元利均等償還で借入れており、償還が進むにつれ利息分の割合が小さくなり、利息額は年々減少します。整備の推進に伴い新たな起債借入も必要となり、それに伴う利息も発生しますが、既存分の減少の方が大きいことから、全体で減少傾向となっています。



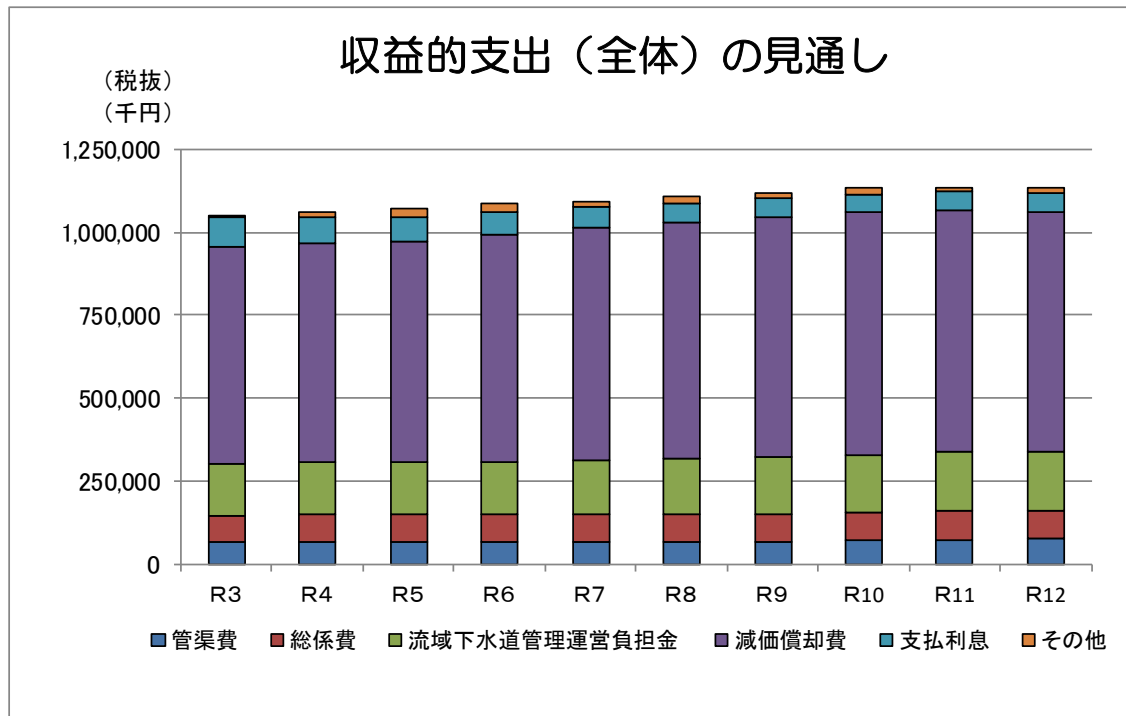
(単位：千円)

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
既存分	81,648	69,094	57,571	48,082	40,237	33,666	28,261	23,803	20,024	16,721
新規分	6,069	10,314	14,317	19,057	22,656	25,925	29,120	32,173	35,171	38,020
合計	87,717	79,408	71,888	67,139	62,893	59,591	57,381	55,976	55,195	54,741

図 7.2.4

(6) 収益的支出（全体）

収益的支出の合計額です。



(単位：千円) (税抜)

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
管渠費	64,217	66,595	66,879	68,472	68,794	68,153	68,829	71,725	73,849	74,874
総係費	83,172	84,774	81,625	81,961	82,772	83,339	83,345	83,576	84,536	84,881
流域下水道管理運営負担金	153,258	154,209	157,384	157,955	161,246	165,824	170,505	175,196	179,896	181,165
減価償却費	655,109	658,075	667,179	685,935	700,249	710,820	720,458	728,438	728,273	721,109
支払利息	87,717	79,408	71,888	67,139	62,893	59,591	57,381	55,976	55,195	54,741
その他	4,901	17,306	26,936	26,236	17,981	18,206	19,536	19,776	9,801	19,106
計	1,048,374	1,060,367	1,071,891	1,087,698	1,093,935	1,105,933	1,120,054	1,134,687	1,131,550	1,135,876

図 7.2.5

## 7.2.2 資本的収支

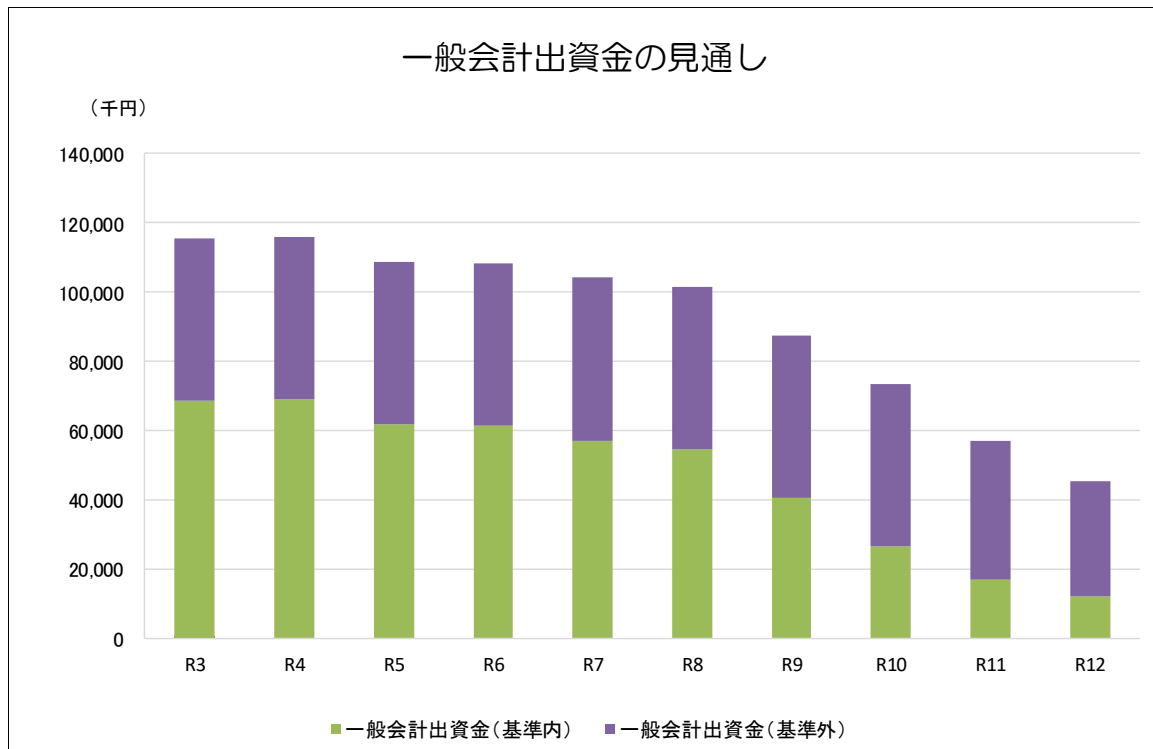
### (1) 収支見通し作成の前提条件

表 7.2.2

項目	前提条件
計画の反映	「ストックマネジメント計画」や「整備計画」で算定した費用とその財源見込額を反映しています。また、当年度以降の資産の影響や起債償還額についても反映しています。
人件費	令和2年度予算の数値で推移させています。 下水道建設事業費では令和5年度から1名増（整備を加速させることに伴う増加）を見込んでいます。
国補助金	整備事業費（直接費）の30%を国補助金の対象とします。
受益者負担金	423円/m <sup>2</sup> をもとに、過去の実績からmあたり単価を設定します。 前半5年は8,000円/m、後半5年は賦課保留地の増加を見込み7,200円/mとし、各年度の計画整備延長により算出します。
起債借入額	令和元年発行分までを既存分とします。 令和2年度以降は、新規分として公共下水道債、流域下水道債ともに、40年償還（うち5年据置）、金利は直近の実績から1.0%の利率としています。 新規分の起債（公共下水道債、流域下水道債）については、5年据置の35年償還で合計40年での元利均等償還とし、直近の実績から1.0%の利率としています。 資本費平準化債については、3年据置の17年償還で合計20年での元利均等償還とし、金利は直近の実績から1.0%の利率としています。

## (2) 一般会計出資金

一般会計出資金には、総務省で定められた繰出基準に基づく基準内分と、本町独自で不足分を補填する基準外分があります。激変緩和を図りつつ地方公営企業の主旨に基づいた本来のあるべき姿に近づけるため、基準外分については令和2年度予算の水準に抑えるとともに、令和11年度からは削減に努めていきます。

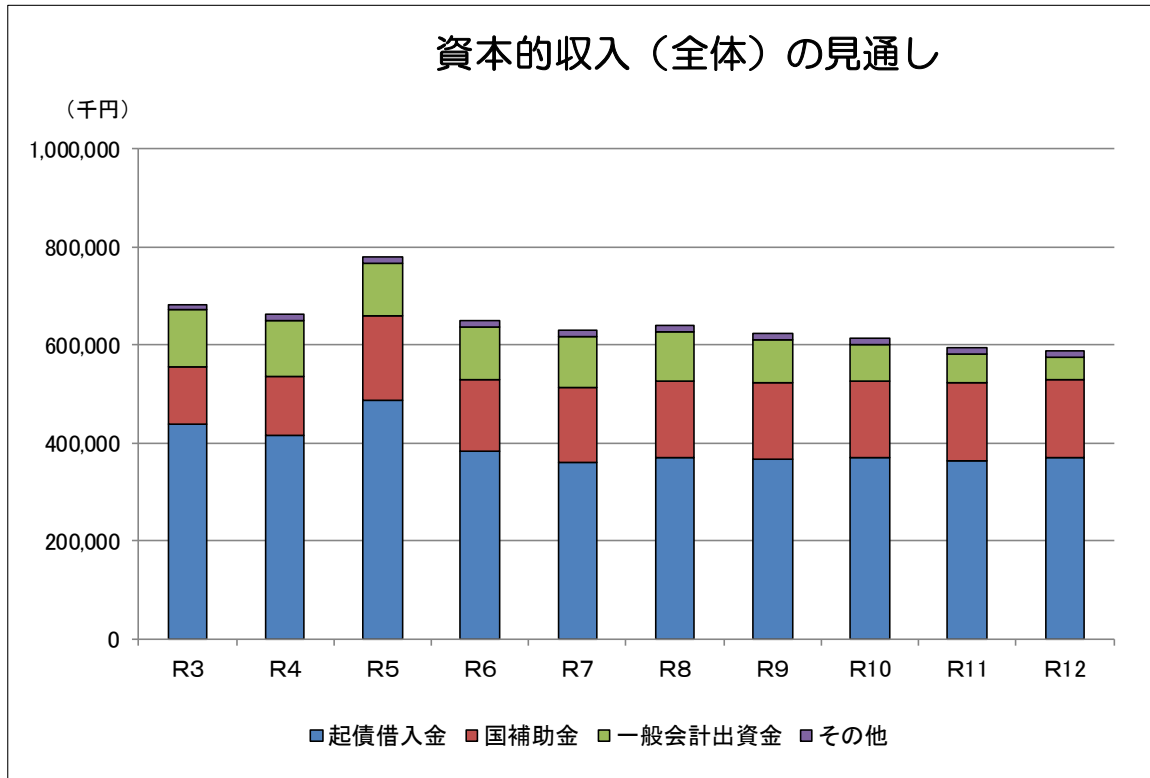


年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
一般会計出資金(基準内)	68,487	68,841	61,619	61,268	57,101	54,598	40,452	26,581	16,894	11,852
一般会計出資金(基準外)	47,000	47,000	47,000	47,000	47,000	47,000	47,000	47,000	40,200	33,400
合計	115,487	115,841	108,619	108,268	104,101	101,598	87,452	73,581	57,094	45,252

図 7.2.6

(3) 資本的収入（全体）の見通し

資本的収入（全体）の合計です。



(単位：千円)

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
起債借入金	439,000	414,900	488,500	384,400	360,800	368,900	366,600	369,800	364,900	370,100
国補助金	117,852	119,707	171,414	145,452	152,776	156,837	156,078	156,859	157,979	159,905
一般会計出資金	115,487	115,841	108,619	108,268	104,101	101,598	87,452	73,581	57,094	45,252
その他	9,348	11,172	11,644	11,148	13,020	13,670	15,204	14,189	13,123	12,677
合計	681,687	661,620	780,177	649,268	630,697	641,005	625,334	614,429	593,096	587,934

図 7.2.7

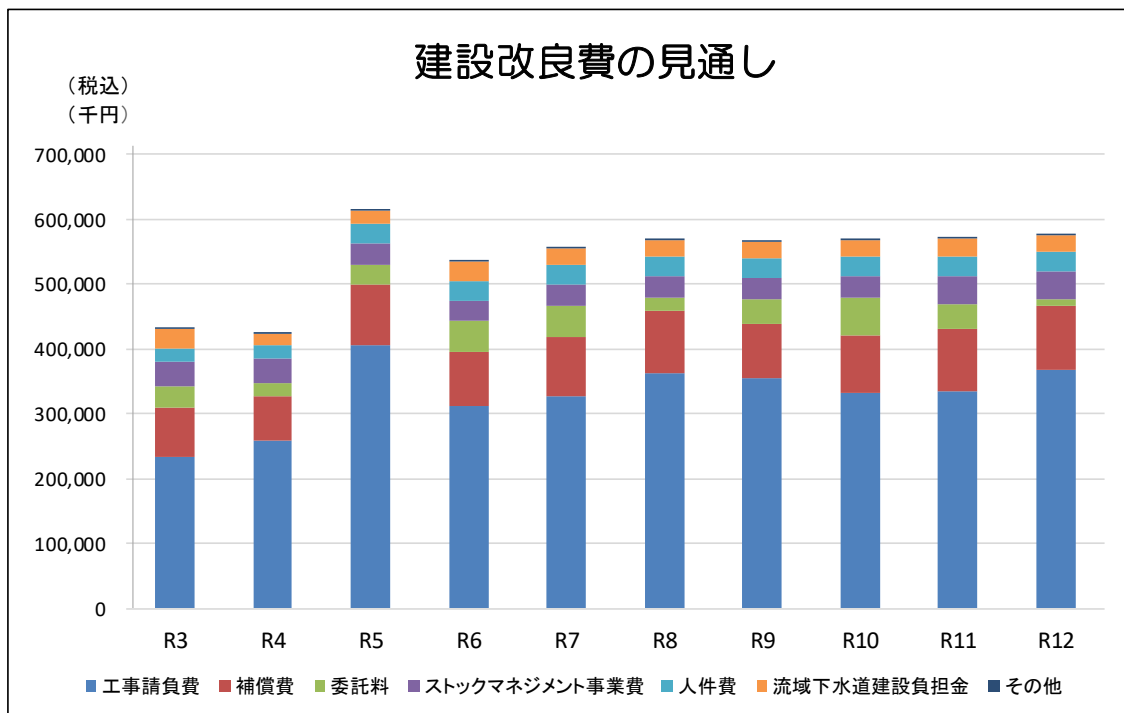
#### (4) 建設改良費

第5章ストックマネジメント計画及び第6章整備計画で算出しました委託料工事請負費、補償費、人件費等を見込んでいます。

流域下水道建設負担金は、大阪府流域下水道事業経営戦略等で計画されている負担額を元に算出しています。

なお、これらの工事費等については、毎年 1.5%の上昇を考慮しています。

人件費については、整備を加速する令和5年度から1名増員を予定しています。



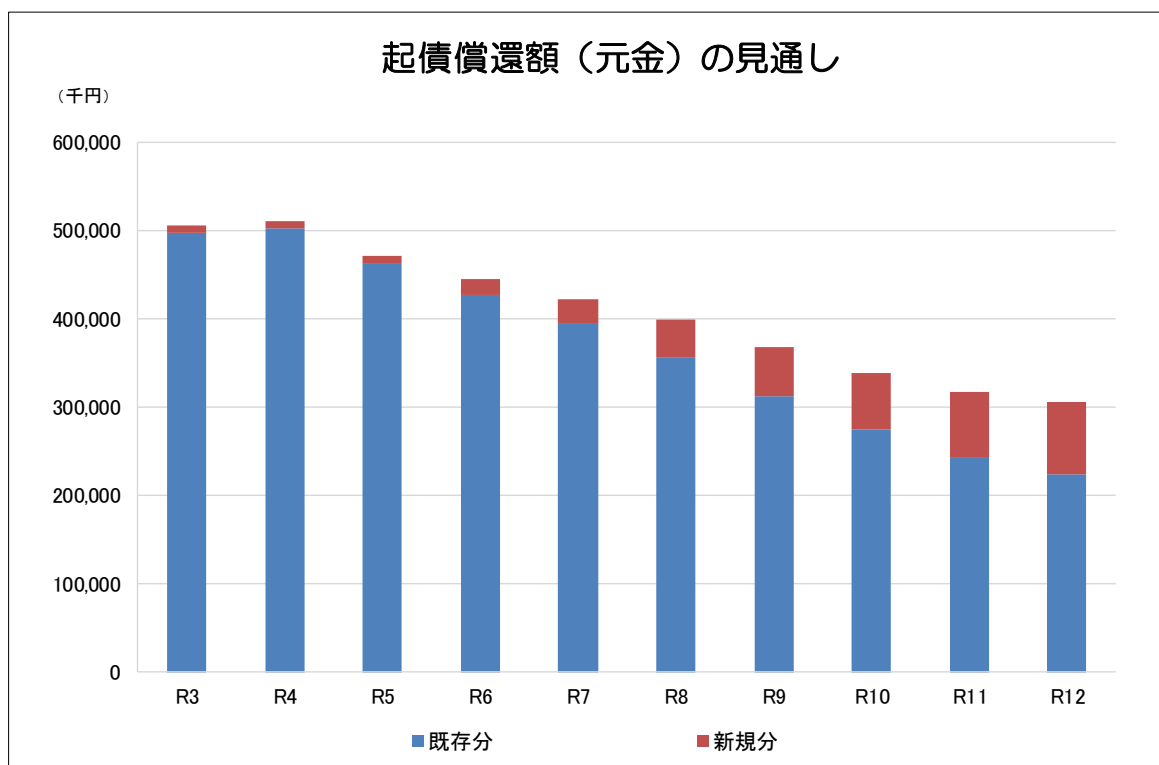
(単位：千円) (税込)

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
工事請負費	232,716	259,434	405,694	311,966	326,849	362,299	355,146	332,828	334,599	368,500
補償費	75,490	68,357	93,412	84,258	91,808	96,283	82,914	87,114	95,828	98,569
委託料	33,264	18,261	30,983	47,231	48,514	20,240	38,689	59,488	39,052	8,437
ストックマネジメント事業費	38,631	39,768	31,037	31,132	31,691	33,092	32,698	32,648	42,948	43,263
人件費	20,502	20,502	30,752	30,752	30,752	30,752	30,752	30,752	30,752	30,752
流域下水道建設負担金	30,000	16,000	22,000	28,001	24,360	24,726	25,097	25,473	25,854	26,243
その他	1,332	1,332	2,432	1,331	1,332	2,432	1,332	1,332	2,432	1,332
合計	431,935	423,654	616,310	534,671	555,306	569,824	566,628	569,635	571,465	577,096

図 7.2.8

### (5) 起債償還額（元金）

本町の起債の大半は元利均等償還で借入れており、償還が進むにつれ元金分の割合が大きくなります。しかし、過去の借入分で償還満了を迎えるものが発生することから、既存分の償還額は年々減少します。また、整備の推進に伴い新たな起債借入も発生しますが、5年間の据え置き期間があることに加え、各年度の借入額が過去に比べると低くなっているため、全体でも減少傾向となっています。



(単位：千円)

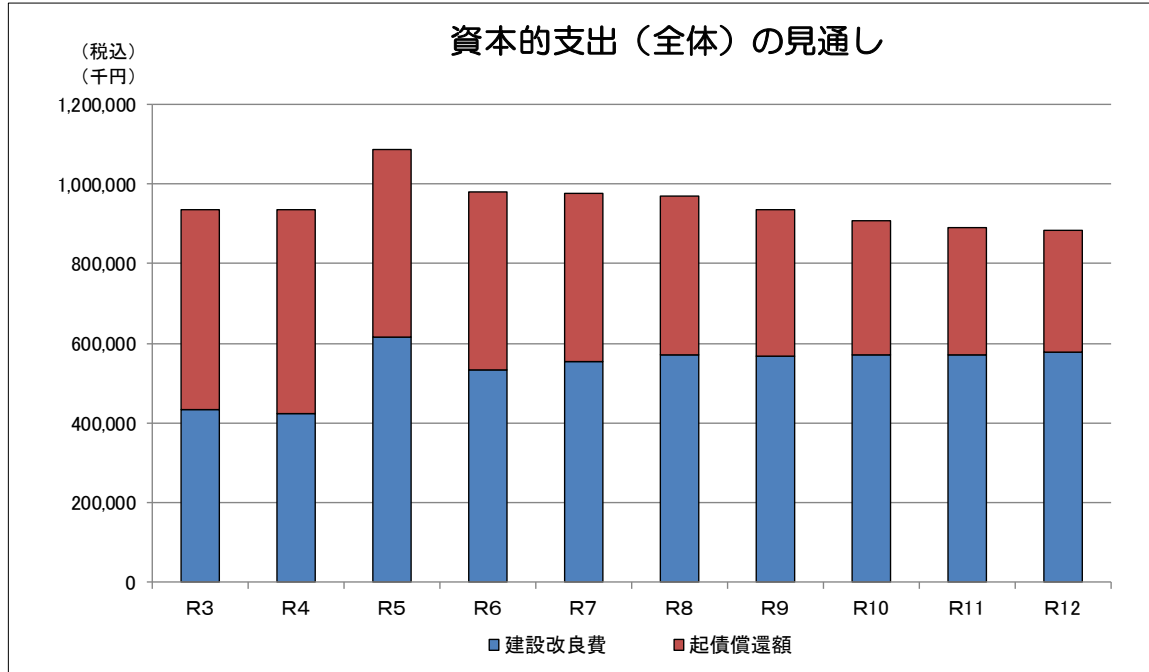
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
既存分	496,280	502,026	462,737	426,566	393,928	355,386	312,231	274,730	243,619	223,038
新規分	8,540	8,540	8,540	18,540	27,893	43,542	55,333	63,961	73,850	82,539
合計	504,820	510,566	471,277	445,106	421,821	398,928	367,564	338,691	317,469	305,577

図 7.2.9



(6) 資本的支出（全体）

資本的支出（全体）の合計です。



(単位：千円) (税込)

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
建設改良費	431,935	423,654	616,310	534,671	555,306	569,824	566,628	569,635	571,465	577,096
起債償還額	504,820	510,566	471,277	445,106	421,821	398,928	367,564	338,691	317,469	305,577
計	936,755	934,220	1,087,587	979,777	977,127	968,752	934,192	908,326	888,934	882,673

図 7.2.10

### 7.2.3 収支計画

(単位:千円,%)

		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収 入	1 営業収益 (A)	479,122	477,569	478,198	476,247	475,578	473,889	473,390	470,324	468,436	466,407
	(1) 下水道使用料	469,644	468,221	468,961	467,041	466,372	464,683	464,184	461,118	459,230	457,201
	(2) 受託工事収益										
	(3) 雨水処理負担金	9,272	9,142	9,031	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
	(4) その他営業収益	206	206	206	206	206	206	206	206	206	206
	2 営業外収益 (B)	578,621	574,074	582,801	594,896	600,724	588,430	576,681	603,743	611,786	623,321
	(1) 受取利息および配当金										
	(2) 補助金										
	(3) 他会計補助金	169,309	173,430	181,725	189,040	192,860	182,539	174,266	206,038	224,923	253,395
	(4) 長期前受金戻入金	402,728	397,115	397,767	403,496	406,246	404,542	401,472	397,053	386,741	369,810
	(5) 他会計繰入金	5,984	3,529	3,109	2,390	1,618	1,349	953	652	122	116
	(6) その他	1,057,743	1,051,643	1,060,799	1,071,143	1,076,302	1,082,319	1,050,071	1,074,067	1,080,222	1,089,728
3 収入計 (C)	959,001	979,303	998,347	1,018,903	1,029,386	1,044,686	1,061,017	1,077,055	1,074,689	1,079,479	
支 出	(1) 営業費用	64,217	66,595	66,879	68,472	68,794	68,153	68,829	71,725	73,849	74,874
	(2) 総務係	83,172	84,774	81,625	81,961	82,772	83,339	83,345	83,576	84,536	84,881
	職員給与										
	その他										
	(3) 減価償却費	655,109	658,075	667,179	685,935	700,249	710,820	720,458	728,438	728,273	721,109
	(4) 資産減耗費	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
	(5) 流域下水道管理運営負担金	153,258	154,209	157,384	157,955	161,246	165,824	170,505	175,196	179,896	181,185
	(6) スタックマシメント事業	3,045	15,450	25,080	24,380	16,125	16,880	17,680	17,945	17,500	17,250
	2 営業外費用	88,918	80,609	73,089	68,340	64,094	60,792	58,582	57,177	56,396	55,942
	(1) 支払利息および企業債取扱諸費	87,717	79,408	71,888	67,139	62,893	59,591	57,381	55,976	55,195	54,741
	既存	81,648	69,094	57,571	48,082	40,237	33,666	28,261	23,803	20,024	16,721
	新規	6,069	10,314	14,317	19,057	22,656	25,925	29,120	32,173	35,171	38,020
(2) その他営業外費用	1,201	1,201	1,201	1,201	1,201	1,201	1,201	1,201	1,201	1,201	
(3) 雑費											
(4) 消費税											
3 支出計 (D)	1,047,919	1,059,912	1,071,436	1,087,243	1,093,480	1,105,478	1,119,599	1,134,232	1,131,095	1,135,421	
経常損益 (又は純損失) (E)=(C)-(D)	9,824	△ 8,269	△ 10,637	△ 16,100	△ 17,178	△ 43,159	△ 69,528	△ 60,165	△ 50,873	△ 45,693	
特 殊	1 別年度損益修正益 (F)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	2 有形固定資産売却益	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
特 殊	1 別年度損失修正損 (G)	455	455	455	455	455	455	455	455	455	455
	2 その他特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
予 備	別年度損益修正損 (F)-(G) (H)	△ 450	△ 450	△ 450	△ 450	△ 450	△ 450	△ 450	△ 450	△ 450	△ 450
特 殊	当年純利益 (又は純損失) (E)+(H)	9,374	△ 8,719	△ 11,087	△ 16,550	△ 17,628	△ 43,609	△ 69,978	△ 60,615	△ 51,323	△ 46,143
資 本 的 収 入	1 企業債	439,000	414,900	488,500	384,400	360,800	368,900	366,600	369,800	364,900	370,100
	下水道事業債	280,000	287,900	403,500	349,400	360,800	368,900	366,600	369,800	364,900	370,100
	資本費平準化債	159,000	147,000	85,000	35,000	0	0	0	0	0	0
	2 負担金および分担金										
	3 補助金	117,852	119,707	171,414	145,452	152,776	156,837	156,078	156,859	157,979	159,905
	国庫補助金	117,852	119,707	171,414	145,452	152,776	156,837	156,078	156,859	157,979	159,905
	県補助金										
	4 他会計補助金	115,487	115,841	108,619	108,288	104,101	101,598	87,452	73,581	57,094	45,252
	5 他会計出資金										
	6 他会計借入金										
7 固定資産売却代金											
8 工事負担金	9,048	10,872	11,344	10,848	12,720	13,370	14,904	13,889	12,823	12,377	
9 工事負担金	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	
10 その他資本的収入											
11 収入計 (A)	681,687	661,620	780,177	649,288	630,697	641,005	625,334	614,429	593,096	587,934	
(A)のうち要年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
12 純計 (A)-(B) (C)	681,687	661,620	780,177	649,288	630,697	641,005	625,334	614,429	593,096	587,934	
資 本 的 支 出	1 建設改良費	431,935	423,654	616,310	534,671	555,306	569,824	566,628	569,635	571,465	577,096
	下水道建設事業費	401,935	407,654	594,310	506,670	530,946	545,098	541,531	544,162	545,611	550,853
	汚水管渠整備費 (単独)										
	処理場整備費 (補助)										
	雨水管渠整備費 (補助)										
	雨水管渠整備費 (単独)										
	下水道施設改良事業費 (補助)										
	流域下水道建設負担金	30,000	16,000	22,000	28,001	24,360	24,726	25,097	25,473	25,854	26,243
	2 企業債償還金	504,820	510,566	471,277	445,106	421,821	398,928	367,564	338,691	317,469	305,577
	既存	496,280	502,026	462,737	426,566	393,928	355,386	312,231	274,730	243,619	223,038
新規	8,540	8,540	8,540	18,540	27,893	43,542	55,333	63,961	73,850	82,539	
4 予備費											
5 支出計 (D)	936,755	934,220	1,087,587	979,777	977,127	968,752	934,192	908,326	888,934	882,673	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)=(D)-(C)	255,068	272,600	307,410	330,509	346,430	327,747	308,858	293,897	295,838	294,739	
補 填 財 源	1 損益勘定留保資金	252,581	261,160	269,612	282,639	294,203	306,478	319,186	331,585	341,732	351,499
	2 利益剰余金処分額	9,374	△ 8,719	△ 11,087	△ 16,550	△ 17,628	△ 43,609	△ 69,978	△ 60,615	△ 51,323	△ 46,143
	3 繰越工事資金										
	4 その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 補填財源不足額 (E)-(F)	261,955	252,441	258,525	266,089	276,575	262,869	249,208	270,970	290,409	305,356	
7 補填財源残高 (G)	145,268	125,109	76,224	11,804	11,804	△ 58,051	△ 182,579	△ 205,506	△ 210,935	△ 200,318	
8 他会計借入金残高 (H)	5,598,480	5,502,814	5,520,037	5,459,331	5,398,310	5,368,282	5,367,318	5,398,427	5,445,858	5,510,381	
9 企業債残高 (I)	280,245	260,086	211,201	146,781	76,926	12,048	△ 47,602	△ 70,529	△ 75,958	△ 65,341	

#### 7.2.4 財政健全化の判断指標

財政健全度を判断するものとして、「当年度純損益」「補填財源残高」「資金残高」の3つが挙げられます。

##### ①当年度純損益

当該年度の総合的な収支状況を表し、収益的収支（税抜）の総収益から総費用を差し引いた数値で、その数値がプラスであれば純利益（黒字）を維持、マイナスであれば純損失（赤字）となります。健全な経営確保の観点からは、純利益の計上を目指します。

##### ②補填財源残高

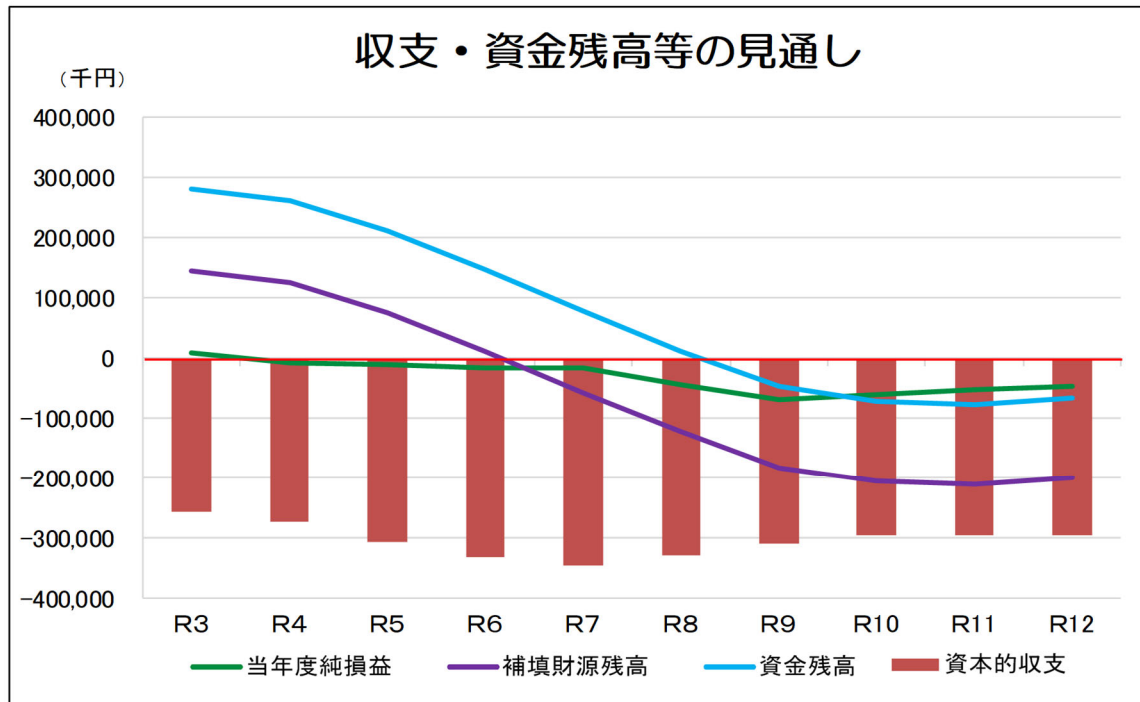
補填財源とは、資本的収支が不足する場合にその不足額を補填する、当該企業内部に留保された資金などの財源のことをいいます。具体的には損益勘定留保資金、当期純利益、消費税及び地方消費税資本的収支調整額がそれにあたります。補填財源という性質から、残高が不足しないようする必要があります。

##### ③資金残高

期末の現金預金残高を表しており、運転資金を考慮して年度末の資金残高の見込額を検討しなければなりません。

具体的には、令和元年度末で約2億円の資金残高でしたが、年度途中で運転資金として8千万円を一時借入していたことから、3億円程度の残高が必要です。

また、不測の事態に対応するため基幹収益である下水道使用料収入が途絶えた場合を想定して使用料収入の12か月分相当額の確保なども併せて検討する必要があります。



年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収益的収入	1,057,748	1,051,648	1,060,804	1,071,148	1,076,307	1,062,324	1,050,076	1,074,072	1,080,227	1,089,733
収益的支出	1,048,374	1,060,367	1,071,891	1,087,698	1,093,935	1,105,933	1,120,054	1,134,687	1,131,550	1,135,876
資本的収入	681,687	661,620	780,177	649,268	630,697	641,005	625,334	614,429	593,096	587,934
資本的支出	936,755	934,220	1,087,587	979,777	977,127	968,752	934,192	908,326	888,934	882,673
収益的収支	9,374	-8,719	-11,087	-16,550	-17,628	-43,609	-69,978	-60,615	-51,323	-46,143
資本的収支	-255,068	-272,600	-307,410	-330,509	-346,430	-327,747	-308,858	-293,897	-295,838	-294,739
当年度純損益	9,374	-8,719	-11,087	-16,550	-17,628	-43,609	-69,978	-60,615	-51,323	-46,143
補填財源残高	145,268	125,109	76,224	11,804	-58,051	-122,929	-182,579	-205,506	-210,935	-200,318
資金残高	280,245	260,086	211,201	146,781	76,926	12,048	-47,602	-70,529	-75,958	-65,341

図 7.2.11

上記グラフのとおり、現状の収支見通しにおいては、いずれの指標もマイナスが生じており、このままでは財政運営が出来ない状況となっています。

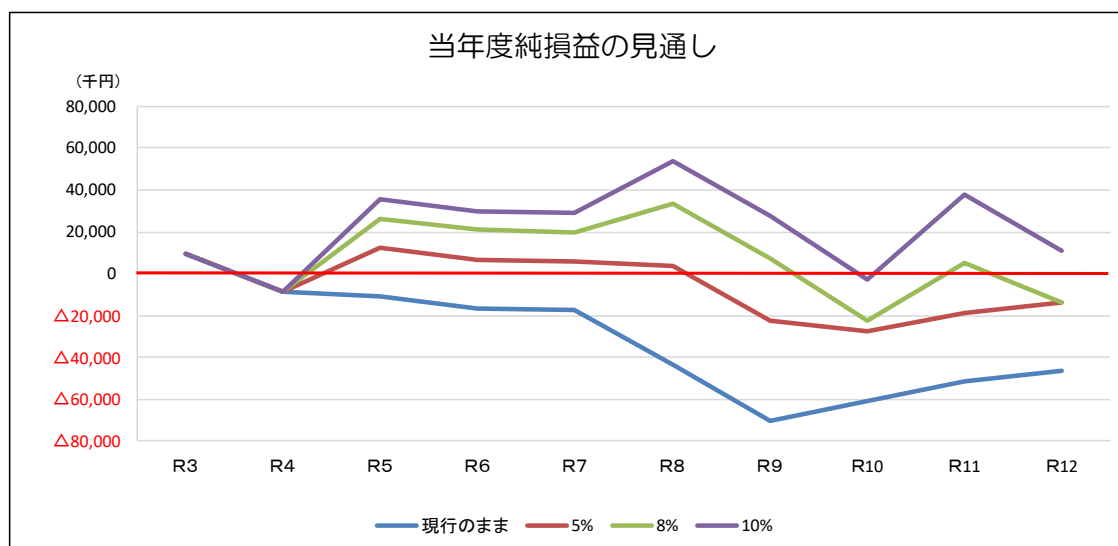
#### 7.2.5 財政収支の課題

各指標の不都合を解消するためには、収入の確保が必要となります。具体的には、一般会計からの繰入金が増額や下水道使用料の見直しなどが考えられます。平成 30 年度に公営企業会計に移行し、今後においても自立した運営を目指すため、基幹収益である下水道使用料で必要額を確保するのが望ましい形であると考えます。

以上から、令和 5 年、令和 8 年、令和 11 年と 3 年毎に下水道使用料を改定し、必要額の目安は、直近の下水道使用料より 5%、8%、10%を確保するシミュレーションをした結果、次のグラフのようになりました。

①当年度純損益

令和4年度に一時的にマイナスが発生しますが、令和5年に料金改定を実施することでプラスに転じます。しかし、5%では令和9年度に、8%でも令和10年度に再びマイナスに転じます。10%が望ましい状況ではありますが、一時的にマイナスとなります。

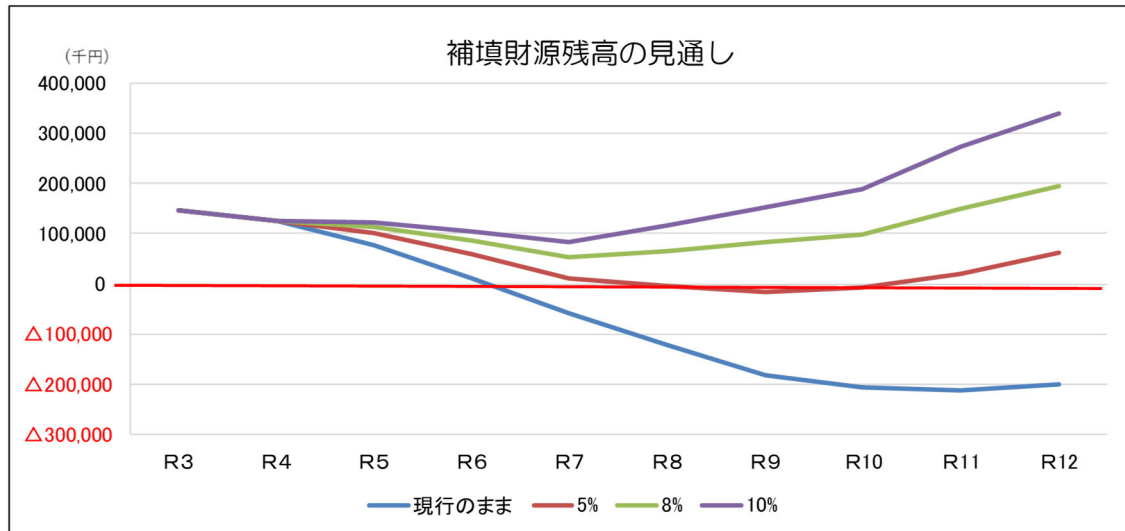


年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
現行のまま	9,376	-8,721	-11,088	-16,550	-17,629	-43,610	-69,977	-60,615	-51,324	-46,143
5%	9,376	-8,721	12,337	6,779	5,667	3,972	-22,446	-27,678	-18,522	-13,486
8%	9,376	-8,721	26,392	20,776	19,644	33,636	7,186	-22,651	5,271	-13,486
10%	9,376	-8,721	35,761	30,108	28,962	53,876	27,404	-2,566	37,976	10,847

図 7.2.12

②補填財源残高

補填財源残高は、プラスの確保が必須となります。5%では令和8年度からマイナスに転じることから、常にプラスを保つため8%以上が望ましい状況です。



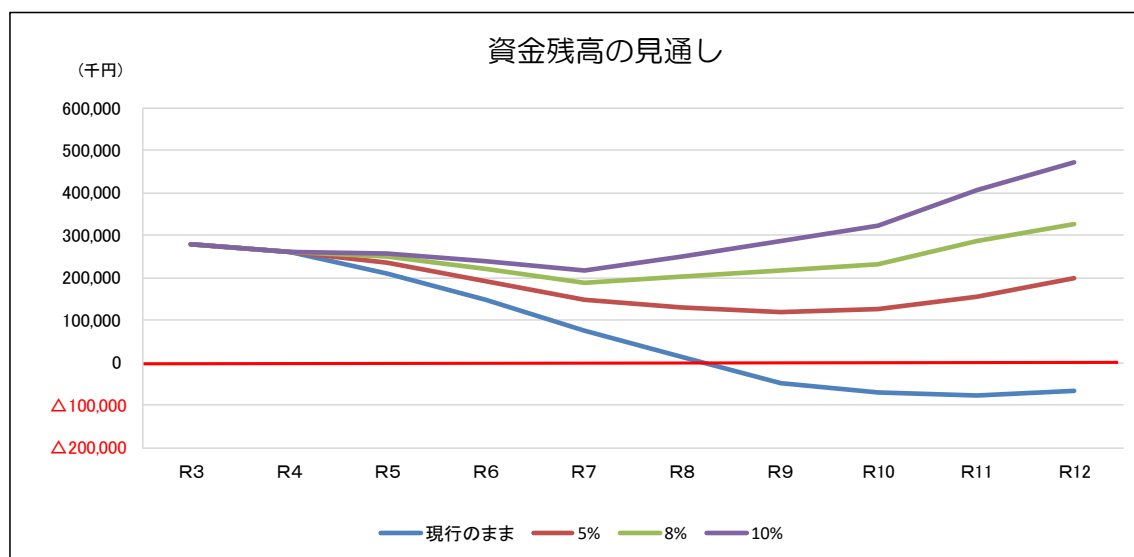
(単位：千円)

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
現行のまま	145,271	125,110	76,226	11,807	-58,048	-122,927	-182,575	-205,503	-210,934	-200,316
5%	145,271	125,110	99,650	58,560	12,001	-5,296	-17,412	-7,404	19,968	63,242
8%	145,271	125,110	113,705	86,612	54,030	66,397	83,912	98,948	150,113	193,387
10%	145,271	125,110	123,075	105,313	82,049	114,656	152,389	187,510	271,380	338,987

図 7.2.13

### ③資金残高

資金残高はプラス確保が必須となりますが、過去の実績を踏まえると3億円程度の残高を確保したいところです。このことから、8%以上が望ましい状況です。



(単位：千円)

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
現行のまま	280,243	260,082	211,197	146,778	76,924	12,045	-47,603	-70,531	-75,962	-65,344
5%	280,243	260,082	234,622	193,532	146,972	129,676	117,559	127,568	154,939	198,214
8%	280,243	260,082	248,677	221,584	189,002	201,369	218,884	233,920	285,085	328,359
10%	280,243	260,082	258,047	240,285	217,021	249,628	287,361	322,482	406,351	473,959

図 7.2.14

### 7.3 目標達成のための具体的な項目

経営戦略を達成するための主な取り組みを項目別では以下のとおりとなります。

#### 7.3.1 下水道使用料

人口減少が避けられない中、下水道整備と水洗化の促進により、水洗化人口が横ばいで推移するものの、節水機器の普及やライフスタイルの変化により1人あたりの汚水量が減少すると予想され、使用料収入については、減少傾向と予想されます。

一方、老朽化していく施設の増加に伴う維持管理費の増加は明らかです。

このような状況から、当年度純利益の確保が困難になり、資金残高および補填財源残高もマイナスとなり、今後3年に一度の使用料の見直しを実施します。

なお、3年に一度の使用料見直し時期である令和2年度は改定は行わず、次回見直し時期である令和5年度までの期間において検討します。また、新たな下水道使用料算定基準の導入検討を実施します。

表 7.3.1 主な取り組み内容

項目	内容
下水道使用料の見直し	3年に1度見直しを実施します。
新たな下水道使用料算定基準の導入検討	新たな下水道使用料算定基準の導入を検討します。

表 7.3.2 成果達成の目標値

成果指標	目標値
下水道使用料の見直し	1回/3年



### 7.3.2 財源に関する項目

事業運営に重要である中期的な財源項目です。

表 7.3.3 主な取り組み内容

項目	内容
資金残高の確保	一時借入金を解消するとともに、不測の事態にも備えながら事業運営に見合った資金残高を確保します。
当期純利益の確保	当期純利益を決算にて確保します。
補填財源残高の確保	補填財源残高を確保します。
減債積立金への組入	投資的事業費の確保のため、未処分利益剰余金の使用目的を明確にします。
起債未償還残高の基準	将来の使用者の負担増や公平性の確保から令和12年度末の未償還残高の上限を設定します。
国補助金の確保	国補助金を最大限に活用するため、大阪府や関係機関と協議していきます。

表 7.3.4 成果達成の目標値

成果指標	目標値
資金残高の確保 (計画期間内)	3億円
資金残高の確保 (長期)	下水道使用料の12か月分相当額
補填財源残高の確保	毎年度
当期純利益の確保	毎年度
減債積立金への組入	毎年度
起債未償還借入残高の 基準	55億円以内
国補助金の確保	予算額の100%

### 7.3.3 その他検討を必要とする項目

事業運営にあたりその他検討を必要とする項目です。

表 7.3.5 主な取り組み内容

項目	内容
経費回収率	汚水処理費（公費負担分を除く）を全て下水道使用料で賄うことを目指します。
水洗化率の維持	速やかに水洗化工事が図られるよう、助成金制度を含めたPRを実施し水洗化率94%以上を維持します。
基準内繰入金算定方法見直し	国基準に基づき算定方法を見直します。
基準外繰入金	基準外繰入金を抑制します。
雨水施設維持管理費の財源確保	安心・安全な雨水施設維持のための財源を関係部署と協議し確保します。
流域下水道維持管理費の確保	大阪府流域下水道事業との連携強化と、新たな経費負担を実施します。

表 7.3.6 成果達成の目標値

成果指標	目標値
経費回収率	100%
水洗化率	94%以上
基準外繰入金	47,000千円以内

## 第8章 下水道事業として共通する施策

### 8.1 災害対策・危機管理体制の強化

大規模地震や停電事故等に備えるため、「下水道事業業務継続計画(下水道BCP)」を適時見直すとともに、災害発生初期対応後の復旧作業に有効な民間事業者との災害協定を締結します。

また、災害協定締結事業者と合同での訓練を実施するとともに、町全体での総合防災訓練に参加します。

表 8.1.1 主な取り組み内容

項目	内容
下水道BCPの見直し	年に一度見直しが必要かの確認をおこない、見直しが必要な場合はすみやかに実施します。
災害協定締結事業者の拡充	応急復旧作業に有効な民間事業者との災害協定を締結します。
災害訓練の実施	災害協定事業者と合同で災害訓練を実施します。

表 8.1.2 成果達成の目標値

成果指標	目標値
下水道BCPの見直し	1回以上/年
災害訓練の実施	1回以上/年

### 8.2 情報管理の適正化

下水道管路情報以外の工事関連図書、公共汚水ます設置申請書、受益者負担金関連書類や排水設備関連図書については、紙ベースで保管されており、検索や照合作業に時間を費やし、かつ職員の経験も必要とされます。今後も書類が増加することに加え、施設管理においても、修理や事故の履歴も重要な情報であり有効活用することが重要となります。

このような下水道事業全体の情報管理を効率的かつ適正に実施していくため、管路情報システムを下水道業務支援システムにグレードアップし業務の効率化、迅速化、省力化とともに、重要資料の分散保管も実施します。

また、今後も増加するマンホールポンプ施設の運転状況、運転履歴や故障履歴の確認も可能となるシステムの導入も業務支援システムに組み込むことが可能であるかの検討を実施します。

表 8.2.1 主な取り組み内容

項目	内容
下水道業務支援システムの導入	データの一元管理、紙媒体のデジタル化、マンホールポンプ施設運転監視を導入します。
重要情報の分散保管	下水道業務支援システムの導入にあわせ分散保管を実施します。

### 8.3 人材の確保と技術の継承

令和3年4月から水道事業が大阪広域水道企業団へ統合するため、下水道課が唯一の公営企業会計を適用する課となります。令和2年度までは、公営企業会計の知識の習得や向上は、上下水道部内で可能でしたが、令和3年度からは困難な状況となるため、公営企業会計での事務の増加も検討した人材の確保と育成が必要となります。

下水道整備においては、令和5年度から整備規模の拡大にあわせ、設計積算、現場監理及び地元調整の事務も増加することに加え、本町全体での技術系職員の不足と高齢化の課題は多くありますが、関係部署と協議をおこない整備・施設規模と維持規模に見合った人材の確保と職員の若返りによる技術の継承を図ります。

表 8.3.1 主な取り組み内容

項目	内容
公営企業会計の知識の習得や向上	研修会への参加とアドバイザー業務のより一層の活用をします。
人材の確保	整備と維持管理規模に応じた職員の確保をします。 令和3年度総係費1名 令和5年度建設改良費1名 増員
技術の継承	関係部署と協議を継続します。

## 8.4 コミュニケーションの充実

本ビジョン策定にあたり、情報発信の重要性を再認識したため、広報くまとりやホームページなどの媒体を有効活用し、情報発信に努めます。

現在、好評のマンホールカードについては、楽しみながら幅広く下水道事業に関心を持っていただくアイテムであるため、今後も配布を継続します。

令和元年度から開催しています下水道事業経営委員会についても、引き続き開催し、下水道事業の方向性や課題などの意見交換を図ります。

表 8.4.1 主な取り組み内容

項目	内容
広報くまとりの活用	伝えるべき情報をわかりやすく発信します。
ホームページの活用	ホームページの利点を最大限に活用した内容と検索のしやすさを考慮し作成します。
マンホールカードの配布	配布を継続し、下水道に関心を持っていただくよう努めます。
下水道事業経営委員会	事業全体の意見交換や討論を実施します。

表 8.4.2 成果達成の目標値

成果指標	目標値
下水道事業経営委員会	2回以上/年

## 8.5 広域化、連携化による経営改善

下水道事業は、原則として市町村が運営することとなっていますが、町単独で事業のすべてを運営することは難しくなりつつあります。このような状況から国土交通省では、官民連携を推進するとともに、下水道法を改正し広域連携を支援する制度を創設するなどの取り組みを進めています。そのため、町の責務での下水道事業運営を堅持しながら官民連携や広域連携の可能性について幅広く調査研究を進めます。

また、令和3年4月から水道事業が大阪広域水道企業団に統合されますが、今後とも業務連携の継続と更なる連携強化を図ります。

表 8.5.1 主な取り組み内容

項目	内容
業務委託の拡大等の調査研究	民間委託が可能で効率的な業務範囲を検討します。
大阪府流域下水道事業との連携	広域連携などの検討会等に参加し、連携について研究します。
大阪広域水道企業団との連携	使用料徴収委託業務の継続と更なる業務委託を協議します。

## 8.6 関連する計画の策定準備

社会状況や下水道事業を取り巻く環境の変化により新たな課題が発生した場合、まずは計画策定が必要となることが予測されます。その様な場合、関連計画の策定を迅速におこなうため準備を進めます。

表 8.6.1 主な取り組み内容

項目	内容
関連する計画の策定準備	内水ハザードマップ策定が必要であるかの検討準備を進めます。

## 第9章 実施スケジュール

### 9.1 実施スケジュール

目標達成のための実施スケジュールです。

令和3年度から令和7年度までを前期、令和8年度から令和12年度までを後期とし、計画期間終了後も継続的な取り組みが必要な項目については、長期としています。

表 9.1.1 実施スケジュール

#### ストックマネジメント計画 ー計画的かつ適切な維持管理体制ー

実施項目	前期 R3~R7	後期 R8~R12	長期 R13~
管路施設の点検調査			
管路施設修繕改築の計画策定			
管路施設修繕改築工事			
マンホールポンプ施設の改築更新			

#### 整備計画 ー下水道整備の早期実現ー

実施項目	前期 R3~R7	後期 R8~R12	長期 R13~
汚水管渠の整備			
マンホールポンプ施設の整備			
指定避難所への整備			
事業計画区域の拡大検討			

経営戦略 ー健全で持続可能な経営体制ー

実施項目	前期 R3~R7	後期 R8~R12	長期 R13~
下水道使用料の見直し			
新たな下水道使用料算定導入検討			
資金残高の確保			
当期純利益の確保			
減債積立金への組入			
国補助金の確保			
水洗化率の維持			
基準内繰入金算定方法見直し			
基準外繰入金金の抑制			
雨水施設維持管理費の財源確保			
流域下水道維持管理費の確保			



共通する項目

実施項目	前期 R3~R7	後期 R8~R12	長期 R13~
下水道BCP見直し検討			
災害協定締結事業者の拡充			
災害訓練の実施			
下水道業務支援システムの導入			
重要情報の分散保管			
公営企業会計の知識向上			
人材確保・技術の継承			
コミュニケーションの充実			
広域化・連携化による経営改善			

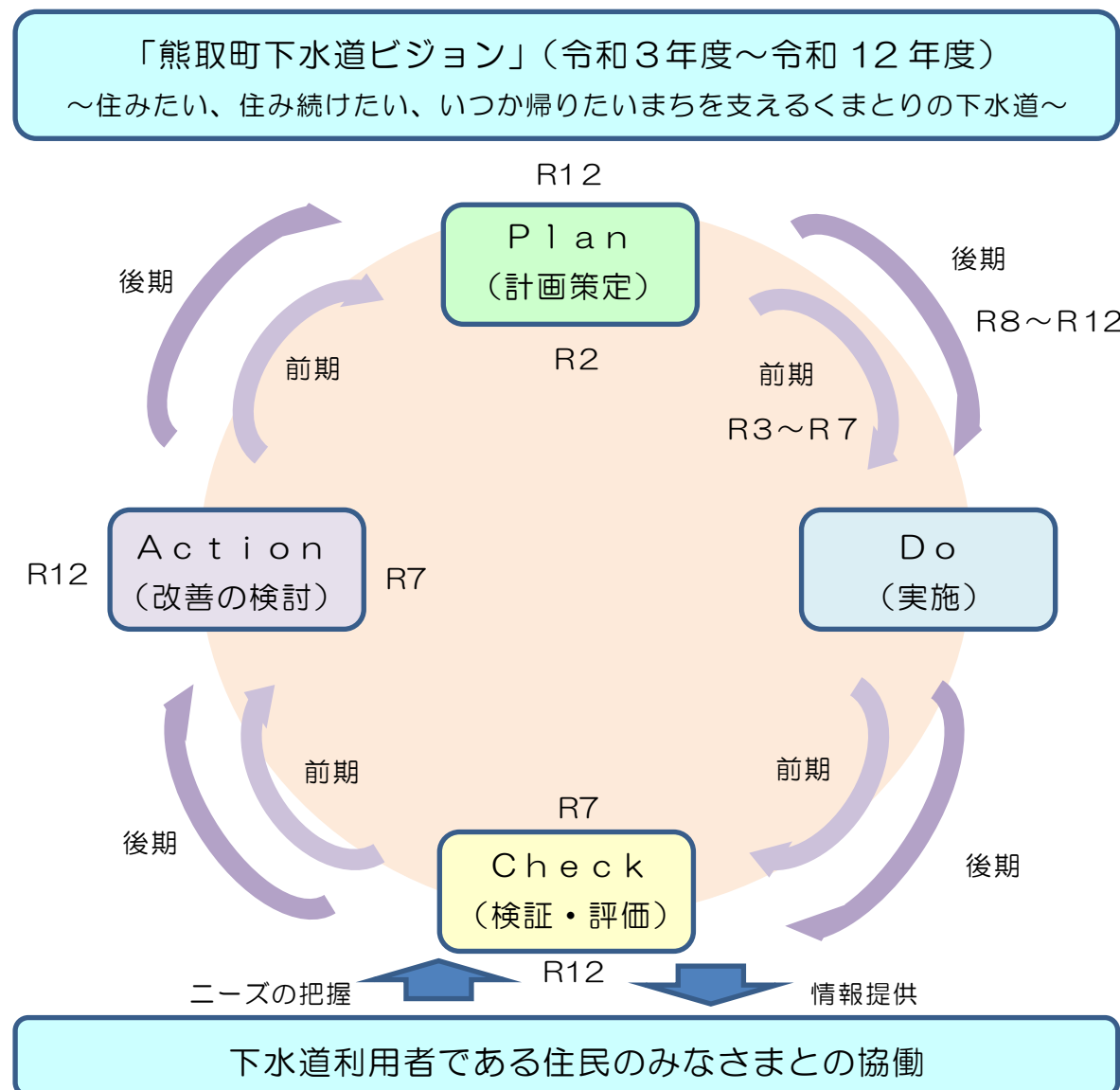
## 第10章 計画の推進

### 10.1 マネジメントサイクルによる目標管理 PDCA

「熊取町下水道ビジョン」では、令和3年度から令和7年度までを前期、令和8年度から令和12年度までを後期および令和13年度以降を長期としています。

令和3年度からは、「熊取町下水道ビジョン」に基づき各種下水道施策を実施していくこととなりますが、施策を着実に実行し、「住みたい、住み続けたい、いつか帰りたいまちを支えるくまのりの下水道」を未来にわたって創り上げていくために、PDCAサイクルにより、①計画の構築（Plan）、②事業の実施（Do）、③目標達成状況の確認・検証（Check）、④見直しの改善（Action）をおこなっていく必要があります。

「熊取町下水道ビジョン」の実現にあたっては、PDCAの各段階で住民のみなさまの声を聞かせて頂きながら各種施策を実施します。



## 第11章 参考資料

### 11.1 策定体制

本ビジョンの策定にあたっては、有識者と下水道普及地域及び未普及地域の住民で構成された「熊取町下水道事業経営委員会」を設置し、ビジョンの内容や将来像等について多くの意見交換・助言をいただきました。

#### ○熊取町下水道事業経営委員会 名簿（敬称略）

役職	委員名	所属等（令和元年8月1日委嘱時点）
委員長	富田 安夫	近畿大学 理工学部教授
副委員長	梅田 康雄	熊取町自治会連合会副会長
委員	奥野 真一	熊取町パブリックモニター
委員	小田 里志	大阪府南部流域下水道事務所
委員	喜納 敦子	熊取町パブリックモニター
委員	見鳥 信吉	公認会計士・税理士

任期：令和元年8月1日から令和3年7月31日まで

#### ○熊取町下水道事業経営委員会 開催経過

回数	開催日時	主な議題・内容等
令和元年度 第1回	令和元年8月28日	熊取町下水道ビジョン（経営戦略）の策定の背景 熊取町下水道事業の現状 下水道事業を取り巻く変化と今後の課題 スローガン・キャッチフレーズ
令和元年度 第2回	令和元年11月15日	平成30年度熊取町下水道事業会計決算概要 下水道使用料の算定方式 施設管理の課題 未普及地域への整備の方向性
令和元年度 第3回	令和2年2月17日	整備計画 ストックマネジメント計画
令和2年度 第1回	令和2年8月20日	整備計画 ストックマネジメント計画 経営戦略（投資財政計画）
令和2年度 第2回	令和2年11月17日	熊取町下水道ビジョン（経営戦略）案
令和2年度 第3回	令和3年2月 日	熊取町下水道ビジョン（経営戦略）

※令和2年5月開催予定の委員会については、新型コロナウイルス感染症対策に伴い延期

## ○下水道事業経営委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関条例(平成25年条例第1号)第2条の規定に基づき、下水道事業経営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 下水道事業の経営に関する計画策定の調査及び検討に関すること。
- (2) 計画の目標達成状況の点検及び進行管理に関すること。
- (3) 下水道事業の業務の執行に関し、適正な運営を確保する観点から必要であると町長が判断した事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公営企業会計、下水道計画及び事業運営等の専門的な知識を有する有識者
- (2) 住民代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第7条 委員長は、計画を専門的に検討するため、委員会に専門部会を設置することができる。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第9条 委員長は、必要に応じて委員会の状況等を町長に報告する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、下水道事業主管課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

## 11.2 総務省「経営戦略」への対応

総務省より、経営戦略の策定率を令和2年度までに100%とすることとされております（「経営戦略の策定推進について」（平成28年1月26日総務省通知））。

策定にかかる支援措置については、「経営戦略策定ガイドライン」としてとりまとめられており、最低限取り込むべきと考えられる事項例が「経営戦略ひな形様式」として示されております。本ビジョンはガイドラインで示されている事項例を参考に策定しておりますが、必要な事項の精度を高めるとともに取り組む事項についても適宜追加しております。

なお、参考として、本ビジョンを経営戦略ひな形様式に当てはめた場合、以下のとおりとなります。

# 熊取町下水道事業経営戦略

団 体 名	： 熊取町
事 業 名	： 熊取町下水道事業
策 定 日	： 令和 3 年 3 月
計 画 期 間	： 令和 3 年度 (10年間)

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成3年度(30年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適(全部適用)
処理区域内人口密度	58.6人/ha (35,569人/607.3ha)	流域下水道等への 接続の有無	有
処 理 区 数	1区		
処 理 場 数	なし (南大阪湾岸中部流域関連公共下水道)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	<p>「広域化」 ○南大阪湾岸流域下水道中部水みらいセンターにおいて、熊取町・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・田尻町・泉南市の自治体の下水処理を実施しています。 ○同水みらいセンター並びに同流域下水道汚水幹線の建設及び維持管理についても、同様に実施しています。</p>		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本料金	8 m <sup>3</sup> まで		836円
	超過料金	9 m <sup>3</sup> ～	10 m <sup>3</sup> まで	1 m <sup>3</sup> につき110円
		11 m <sup>3</sup> ～	20 m <sup>3</sup> まで	1 m <sup>3</sup> につき125円
		21 m <sup>3</sup> ～	30 m <sup>3</sup> まで	1 m <sup>3</sup> につき142円
		31 m <sup>3</sup> ～	40 m <sup>3</sup> まで	1 m <sup>3</sup> につき166円
		41 m <sup>3</sup> ～	60 m <sup>3</sup> まで	1 m <sup>3</sup> につき191円
		61 m <sup>3</sup> ～	100 m <sup>3</sup> まで	1 m <sup>3</sup> につき200円
		101 m <sup>3</sup> ～	500 m <sup>3</sup> まで	1 m <sup>3</sup> につき243円
		501 m <sup>3</sup> ～	1,000 m <sup>3</sup> まで	1 m <sup>3</sup> につき286円
		1,001 m <sup>3</sup> ～		1 m <sup>3</sup> につき330円

業務用使用料体系の概要・考え方	業務用使用料体系なし				
その他の使用料体系の概要・考え方	その他使用料体系なし				
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,490円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	3,080円
	平成30年度	2,490円		平成30年度	2,809円
	令和元年度	2,530円		令和元年度	2,800円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

### ③ 組織

職 員 数	令和3年2月現在、下水担当理事・課長・課長補佐・経営グループ3名、整備グループ4名の合計職員数10名で業務に従事しています。 なお、上下水道部長については、下水道事業・水道事業を兼務しているため、職員数10名には含めていません。
事業運営組織	<p>※網掛け部分が下水道事業 令和3年4月より下水道課は都市整備部へ編入される予定。</p>

### (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	電子計算器等保守管理業務、ポンプ等維持管理業務、排水設備等検査補助業務、下水道台帳作成および維持管理業務など専門的な技術や資機材が必要な業務を民間業者に委託しています。 下水道使用料徴収業務は、検針業務や水道使用水量に関連するため上水道課(水道事業)に供用開始時から委託しています。なお当該業務は令和3年4月以降、大阪広域水道企業団に委託する予定です。
	イ 指定管理者制度	現在の民間委託を継続する方針のため、指定管理者制度については未検討です。
	ウ PPP・PFI	現在の民間委託を継続する方針のため、PPP・PFIについては未検討です。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）を添付すること。

令和元年度に策定・公表した平成30年度決算「経営比較分析表」を添付しています。※129ページ参照  
平成30年度より公営企業会計が適用されることになりました。そのため、官庁会計時代（前年度まで）には存在しなかった減価償却費、長期前受金戻入や各種引当金など現金が伴わない勘定科目や、貸借対照表・損益計算書等の財務諸表を使用することになり、かつ会計ルールが現金主義から発生主義となったことにより、指標が大きく変化しています。なお、公営企業会計適用1年目のため現金の余裕がなく、年度末の現金不足のため一時借入金で対応しました。  
今後も整備が必要な区域が多く長い年月と多くの投資が必要となることに加え、近い将来、民間開発事業者から無償譲渡された施設の中で法定耐用年数を超えるものが出てくることから、維持管理に必要な費用も増加することが予想されます。  
そのため、令和3年3月を目標に令和3年から10年間の下水道ビジョン（経営戦略）を策定に取り組んでおり、そこでは経営、整備、維持管理、連携による事務の効率化や下水道サービスの向上等の観点から、事業をどのように進めていくかについての方針を示す予定です。

## 2. 経営の基本方針

熊取町下水道事業基本理念（キャッチフレーズ）  
住みたい、住み続けたい、いつか帰りたいまちを支える くまのりの下水道  
基本方針  
①計画的かつ適切な施設管理  
②下水道整備の早期実現  
③健全で持続可能な経営体制

## 3. 投資・財政計画（収支計画）

### (1) 投資・財政計画（収支計画）

130・131ページ参照

### (2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

○投資の目標に関する事項  
令和12年度末下水道人口普及率89.9%を目標とします。  
○管渠の建設に関する事項  
事業計画区域（管渠延長24.7km・区域面積842.93ha）において、整備計画に基づき令和12年度までに18kmの管渠整備、21箇所のマンホールポンプ施設整備を実施します。  
事業計画区域の整備は令和16年度までに完了予定です。  
○防災・安全対策に関する事項  
ストックマネジメント計画に基づき管路の点検調査を実施するとともに必要に応じて修繕改築計画および修繕改築工事を実施します。  
マンホールポンプ施設は計画期間内において38箇所の改築工事を実施します。  
○共同化・最適化に関する事項  
南大阪湾岸流域下水道と連携し施設の建設および維持管理を継続しつつ、更なる業務委託の拡大等の調査研究を進めます。  
○投資の平準化に関する事項  
整備計画に基づき財源と整合のとれた整備を目指します。  
○公債費の元金償還額  
投資的事業を推進するため新規の起債の借入が発生するが、過去の借入分が償還満了を迎えるため、元金償還額は減少していきます。



② 収支計画のうち財源についての説明

○財源の目標に関する事項	事業運営に重要である目標値を以下のとおり設定します。
・資金残高の確保（計画期間内）	3億円
・資金残高の確保（長期）	下水道使用料の12ヶ月分相当額
・当期純利益の確保	毎年度
・経費回収率	100%
・水洗化率	94%以上
・減債積立金の組入	毎年度（※投資的事業費の確保）
○使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項	使用料収入の減少が予想され、今後当年度純利益の確保が困難となり、資金残高及び補填財源残高のマイナスが予想されることから、今後3年間に一度の使用料の見直しを実施します。
○企業債に関する事項	将来の使用者の負担増を抑制しつつ公平性を確保するため借入残高の上限を設定します。
・起債未償還残高の基準	55億円以内（※借入額の抑制）
○繰入金に関する事項	国の基準に基づく基準内繰入金を確保する一方、基準外繰入金を以下の上限に抑制します。
・基準外繰入金の抑制	47,000千円以内 （※独立採算の推進。なお、計画期間後期より削減を開始します。）
○資産の有効活用に関する事項	活用可能な資産はありません。
○国補助金に関する事項	国補助金が最大限活用できることを検討し、国、大阪府や関係機関と協議していきます。
・国補助金の確保	予算額100%（※投資的事業費の確保）

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費に関する事項	整備拡大と維持管理施設の増加に伴い計画期間内に職員2名を増員し、適正な業務体制を維持します。
○民間の活力の活用に関する事項	専門的な技術を要する業務については、民間業務委託としています。
○動力費に関する事項	マンホールポンプ施設の運転に係る動力費（電力料）を見込んでいます。
○薬品費に関する事項	本町単独管理の下水処理場はないため、計上していません。
○修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画による点検調査に伴う、修繕費の増加を見込んでいます。
○委託費に関する事項	整備拡大にて生じるマンホールポンプ施設の増加による管理委託費の増加を見込んでいます。
○流域下水道負担金	建設負担金・維持管理負担金として、大阪府流域下水道事業経営戦略等で計画されている負担額としています。
○公債費の利子償還額	元金償還額が減少することに併せて減少となります。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	南大阪湾岸中部流域関連公共下水道として継続しつつ、現在実施している事務以外の広域連携の可能性について研究します。 大阪広域水道企業団との業務連携の充実を検討します。
投資の平準化に関する事項	整備計画において現在の事業計画区域内の整備には16年間を予定しているため、令和13年度以降も整備計画に基づいた整備工事を継続します。 ストックマネジメント計画における施設の点検調査結果によっては、新たな改築更新工事の発生が予想されますが、改築更新費用の急激な増加とならないよう、長期的な視点で計画的に改築更新を進めます。

民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在のところ予定なし。
その他の取組	特になし。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	公営企業会計を適用後において計画策定した結果、厳しい財政状況が明らかとなりました。独立採算を基本とした企業会計では下水道使用料の確保が望ましい形であるため、令和3年度より公営企業会計での使用料の見直しを実施していきます。なお、見直しについては3年に一度とするため、令和5年度、8年度、11年度としています。また、実施するにあたり、新たな下水道使用料算定基準の導入も検討します。
資産活用による収入増加の取組について	現在では活用できる資産がありません。今後において、活用できる資産が発生した場合に検討します。
その他の取組	特になし。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	民間委託が可能で、効率的な業務範囲を検討します。
職員給与費に関する事項	「投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組」なし。
動力費に関する事項	「投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組」なし。
薬品費に関する事項	該当なし。
修繕費に関する事項	「投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組」なし。
委託費に関する事項	「投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組」なし。
その他の取組	特になし。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

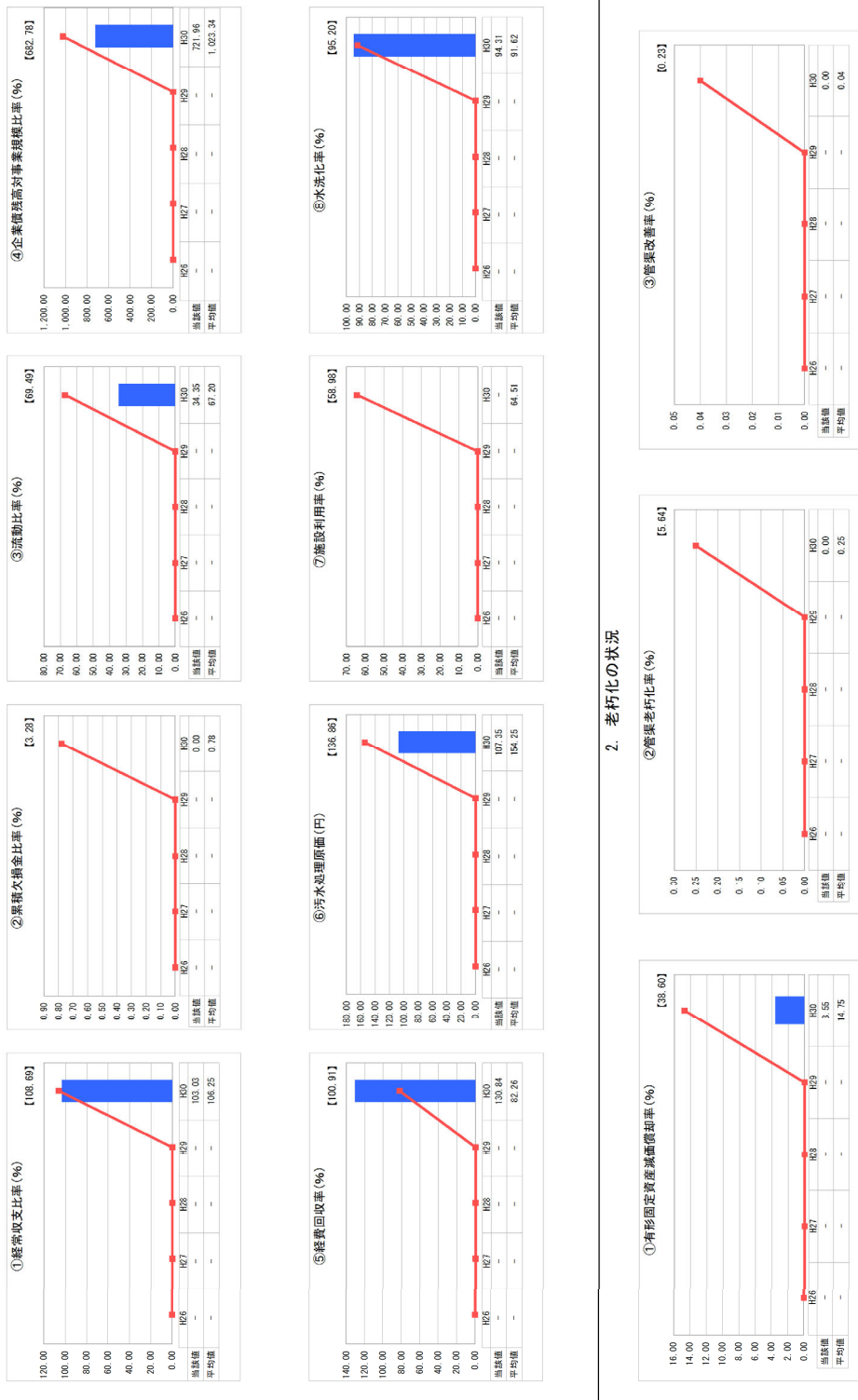
経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	マネジメントサイクル（PDCA）による目標管理を採用することとし、令和3年度から令和7年度を前期、令和8年度～令和12年度を後期として、各期で事後評価を実施します。 また、下水道事業経営委員会を定期的（年2回以上）に開催し、随時事業運営の確認、検討および意見交換を行います。
---------------------	--

# 経営比較分析表（平成30年度決算）

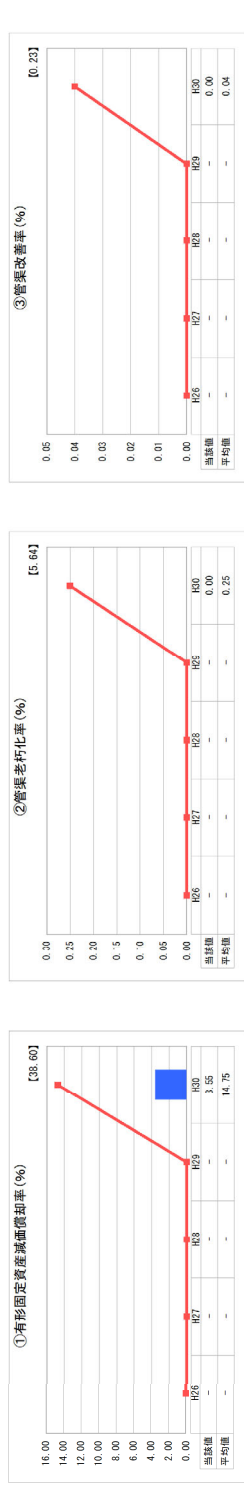
大阪府 熊取町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報	人口（人）	面積（km <sup>2</sup> ）	人口密度（人/km <sup>2</sup> ）
法適用	下水道事業	公共下水道	Bc2	非設置	43,773	17.24	2,539.04
資金不足比率（%）	自己資本構成比率（%）	普及率（%）	有収率（%）	1か月20㎡当たり家賃料金（円）	処理区域内人口（人）	処理区域面積（km <sup>2</sup> ）	処理区域内人口密度（人/km <sup>2</sup> ）
-	65.76	80.82	86.91	2,490	35,305	5.85	6,035.04

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



※ 「経常収支比率」、「累積欠損率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「営業老朽比率」については、法非適用企業では算出できないため、法非適用企業でのみ平均を算出しています。

### グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）

□ 平成30年度全国平均

## 分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

① 経常収支比率は100%を超えているものの、平成30年度においては一般会計からの繰入金に高資本質対策が含まれていることから大きな要因であるため、今後高資本質対策がなくなると後の健全経営への取り組みが重要である。

② 累積欠損率は前年より減少しているものの、業種の性質が多岐にわたるため、類似団体平均値と比較して数値が低い要因です。ただ、償還額も数年でトータルを過ぎるので、今後償還を進めるべく具体的な計画の確保が必要です。

③ 流動比率は近年の企業債償還額が投資（記債）額を上回り減高が減少している。しかし、今後も必要であるため、適正な投資額を確保していきまします。

④ 企業債対高は近年の企業債償還額が高（記債）額を上回り減高が減少している。しかし、今後も必要であるため、適正な投資額を確保していきまします。

⑤ 経費回収率は類似団体平均値より高く、汚水処理原価は類似団体平均値に比べ低い水準となります。本町においては、汚水処理原価の長期計画が重要であり、この計画がずれれば、汚水処理原価が低くなるため、汚水処理原価を確保していきまします。

⑥ 汚水処理原価は近年の汚水処理原価が高（記債）額を上回り減高が減少している。しかし、今後も必要であるため、適正な投資額を確保していきまします。

⑦ 施設利用率は近年の施設利用率が高（記債）額を上回り減高が減少している。しかし、今後も必要であるため、適正な投資額を確保していきまします。

⑧ 水劣化率は近年の水劣化率が高（記債）額を上回り減高が減少している。しかし、今後も必要であるため、適正な投資額を確保していきまします。

2. 老朽化の状況について

① 有形固定資産減価償却率は近年の有形固定資産減価償却額が高（記債）額を上回り減高が減少している。しかし、今後も必要であるため、適正な投資額を確保していきまします。

② 営業老朽比率は近年の営業老朽比率が高（記債）額を上回り減高が減少している。しかし、今後も必要であるため、適正な投資額を確保していきまします。

③ 営業改善率は近年の営業改善率が高（記債）額を上回り減高が減少している。しかし、今後も必要であるため、適正な投資額を確保していきまします。

## 全体総括

平成30年度より公営企業会計を適用したことにより、設備償却費、長期前払費用や各科目当り金と理金を併せた負債や発生主義となったことにより、大きく増額も変化しています。なお、今年度は公営企業会計適用1年目のため現金の余裕がなく、年度末には現金不足のため一時借入金で対応しました。

今年度も整備が必要な区域が多く、年月と多くの投資が必要であることに加え、近い将来、民間事業者から譲渡された施設の維持管理に必要な費用が増加することが懸念されます。

このため、令和3年度3月を目前に令和4年から10年間の下水道ビジョン（経営戦略）策定に取り組み、事業の効率化や下水道サービスの向上等の観点から、事業をどのように進めていくかについての方針を示す予定

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位：千円、%)

区 分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1. 営業収入	(A) 営業収入	479,122	477,569	478,197	476,247	475,578	473,889	473,390	470,324	468,436	466,407
	(B) 受託工事収入	469,644	468,221	468,961	467,041	466,372	464,683	464,184	461,118	459,230	457,201
	(C) その他	9,478	9,348	9,237	9,206	9,206	9,206	9,206	9,206	9,206	9,206
2. 営業的収入	(D) 営業外収入	578,621	574,073	582,600	594,996	600,724	588,429	576,681	603,742	611,786	623,322
	(E) 補助金	169,310	173,430	181,725	189,040	192,860	182,538	174,256	206,037	224,923	253,396
	(F) 他会計補助金 その他補助金	169,310	173,430	181,725	189,040	192,860	182,538	174,256	206,037	224,923	253,396
3. 長期前受金収入	(G) 長期前受金収入	402,727	397,115	397,767	403,496	406,245	404,542	401,472	397,053	386,720	369,810
	(H) その他	6,584	3,529	3,109	2,360	1,618	1,349	953	953	1,221	1,116
	(I) 収入の計	1,057,743	1,051,642	1,060,798	1,071,143	1,076,302	1,062,318	1,050,071	1,074,066	1,080,221	1,089,729
1. 営業的支出	(J) 営業費用	945,309	962,679	980,761	1,001,370	1,011,398	1,028,132	1,044,812	1,059,463	1,056,505	1,061,361
	(K) 給与	81,438	81,438	81,952	81,952	81,952	81,952	81,952	81,952	81,952	81,952
	(L) 給付	43,164	43,164	43,164	43,164	43,164	43,164	43,164	43,164	43,164	43,164
(2) 経費	(M) 退職給付	5,652	5,652	6,166	6,166	6,166	6,166	6,166	6,166	6,166	6,166
	(N) その他	32,622	32,622	32,622	32,622	32,622	32,622	32,622	32,622	32,622	32,622
	(O) 動力	208,763	223,165	231,630	233,483	229,191	235,359	242,402	249,074	246,279	258,300
2. 営業的支出	(P) 修繕費	2,106	2,185	2,217	2,444	2,478	2,613	2,700	2,892	3,192	3,340
	(Q) 材料費	5,156	17,581	27,232	26,552	18,314	18,563	19,914	20,174	10,220	19,545
	(R) その他	368	368	368	368	368	368	368	368	368	368
(3) 減価償却費	(S) 減価償却費	201,133	203,031	201,813	204,119	208,033	213,815	219,420	225,640	232,499	235,047
	(T) 減価償却費	655,108	658,075	667,179	685,935	700,249	710,821	720,458	728,437	728,273	721,109
	(U) 減価償却費	102,153	96,779	90,219	85,418	81,627	76,891	74,331	74,313	74,135	73,606
(1) 支出	(V) 営業外支出	87,717	79,408	71,888	67,139	62,893	59,591	57,381	55,976	55,195	54,741
	(W) その他	14,436	17,371	18,331	18,279	18,734	17,300	16,950	18,331	18,940	18,865
	(X) 支出の計	1,047,462	1,059,458	1,070,980	1,086,788	1,093,025	1,105,023	1,119,143	1,133,776	1,130,640	1,134,967
経常利益	(Y) 経常利益	10,281	7,815	10,182	16,465	16,723	42,705	59,071	59,711	50,419	45,238
	(Z) 経常利益	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	(AA) 経常利益	455	455	455	455	455	455	455	455	455	455
特別損失	(AB) 特別損失	△450	△450	△450	△450	△450	△450	△450	△450	△450	△450
	(AC) 特別損失	△8,265	△8,265	△10,632	△16,095	△17,173	△43,155	△69,521	△60,161	△50,889	△45,688
	(AD) 特別損失	109,141	100,876	90,243	74,148	56,974	13,820	△55,702	△115,863	△166,731	△212,420
繰越利益剰余金	(AE) 繰越利益剰余金										
	(AF) 繰越利益剰余金										
	(AG) 繰越利益剰余金										
流動負債	(AH) 流動負債										
	(AI) 流動負債										
	(AJ) 流動負債										
果積欠損金比率	(AK) 果積欠損金比率										
	(AL) 果積欠損金比率										
	(AM) 果積欠損金比率										
地方財政健全化	(AN) 地方財政健全化										
	(AO) 地方財政健全化										
	(AP) 地方財政健全化										
健全化	(AQ) 健全化										
	(AR) 健全化										
	(AS) 健全化										

投資・財政計画  
(収支計画)

区	年度	(単位：千円)										
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
資本的収入	1. 企業費平準化債	439,000	414,900	488,500	384,400	360,800	368,900	366,600	369,800	364,900	370,100	
	うち資本平準化債	159,000	147,000	85,000	35,000							
	2. 他会計出資金	115,487	115,841	108,619	108,268	104,101	101,598	87,452	73,581	57,094	45,252	
	3. 他会計補助金											
	4. 他会計負担金											
	5. 他会計借入金											
	6. 国(都道府県)補助金	117,852	119,707	171,414	145,452	152,776	156,837	156,078	156,859	157,979	159,905	
	7. 固定資産売却代金	9,348	11,172	11,644	11,148	13,020	13,670	15,204	14,189	13,123	12,677	
	8. 工事負担金の他											
9. その他	681,687	661,620	780,177	649,268	630,697	641,005	625,334	614,429	593,096	587,934		
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額												
(B)												
純計 (A)-(B) (C)	681,687	661,620	780,177	649,268	630,697	641,005	625,334	614,429	593,096	587,934		
1. 建設改良費	431,935	423,654	616,310	534,671	555,306	569,824	566,627	569,635	571,467	577,096		
うち職員給与費	20,502	20,502	30,752	30,752	30,752	30,752	30,752	30,752	30,752	30,752		
2. 企業債償還金	504,820	510,566	471,277	445,106	421,821	398,928	367,564	338,691	317,469	305,577		
3. 他会計長期借入返還金												
4. 他会計への支出金												
5. その他												
純計 (D)	936,755	934,220	1,087,587	979,777	977,127	968,752	934,191	908,326	888,935	882,673		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	255,068	272,601	307,410	330,508	346,430	327,747	308,856	293,897	295,840	294,739		
補填財源												
1. 損益勘定留保資金												
2. 利益剰余金処分額												
3. 繰越工事資金												
4. その他												
純計 (F)												
補填財源不足額 (E)-(F) (G)	255,068	272,601	307,410	330,508	346,430	327,747	308,856	293,897	295,840	294,739		
他会計借入金残高 (G)												
企業債残高 (H)	5,598,480	5,502,814	5,520,037	5,459,331	5,398,310	5,368,282	5,367,318	5,398,427	5,445,858	5,510,381		

区	年度	(単位：千円)										
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
○他会計繰入金	収益的収支分	178,582	182,572	190,755	198,040	201,860	191,538	183,256	215,037	233,923	262,396	
	うち基準内繰入金	71,720	90,499	107,799	120,285	128,943	146,958	178,829	215,037	233,923	262,396	
	うち基準外繰入金	106,862	92,073	82,956	77,756	72,917	44,580	4,428				
資本的収支分	うち基準内繰入金	115,487	115,841	108,619	108,268	104,101	101,598	87,452	73,581	57,094	45,252	
	うち基準外繰入金	68,487	68,841	61,619	61,268	57,101	54,598	40,452	26,581	16,894	11,852	
	うち基準外繰入金	47,000	47,000	47,000	47,000	47,000	47,000	47,000	47,000	40,200	33,400	
合計	294,069	298,413	299,374	306,309	305,961	293,137	270,709	288,618	291,018	307,648		

## 11.3 用語説明

### あ行

- 一般会計繰入金  
地方公営企業の事業運営に必要な財源として、一般会計から繰り入れられる資金のこと。
- 打ち切り決算  
平成 30 年 4 月より地方公営企業法適用のため、平成 29 年度は出納整理期間が無いいため同年 3 月 31 日での決算となる。
- 枝線  
排水面積 20 ヘクタール未満を受け持つ管渠のこと。町の大部分の管渠にあたる。
- 雨水処理負担金  
一般会計繰入金のうち、雨水処理に要する経費に充てるため繰り入れられる資金のこと。
- 大阪広域水道企業団  
大阪府営水道を引き継ぐ団体で、平成 22 年度に大阪府内 42 市町村が共同で設立した一部事務組合のこと。当初は「水道用水供給事業」と「工業用水供給事業」のみ実施していた。平成 29 年度からは各家庭に水道水供給する「水道事業」も開始し、熊取町も令和 3 年 4 月 1 日から水道事業を統合する。

### か行

- 行政区域内人口  
熊取町に住民票の登録のある人口のこと。
- 熊取町第 4 次総合計画  
住民にまちづくりの長期的な展望を示すため、本町の総合的かつ計画的な行政運営の総合指標として策定したもの。  
2018 年を基準年度とし、2027 年を目標年次とする 10 年間の計画
- 地方公営企業  
地方公共団体が水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、下水の処理などの、地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する事業を行うために経営する企業のこと。
- 地方公営企業法  
地方公共団体が地方公営企業を経営するにあたり、効率的な企業経営ができるよう、その組織、財務、職員の身分取扱等について地方自治法、地方財政法及

び地方公務員法の特例を定めた法律のこと。

- 公営企業会計

民間企業と同様の会計基準（発生主義、複式簿記の採用など）に基づき、サービスの提供と資産の管理を行うもの。必要な経費は、経営サービスの提供に伴う収入（使用料）をもって充てる独立採算制が原則とされる。

- 経営比較分析表

各地方公営企業の経営及び施設の状況を表す指標を、総務省が全国様式として定めたもの。当該団体の経年比較や他の公営企業との比較分析、その結果導き出される課題の把握が可能となる。

- 下水道台帳システム

下水道管渠の埋設位置、管径、管種、工事年度などの必要な情報をパソコンを活用し検索や閲覧ができるようなシステム。

- 下水道 BCP

大規模な災害、事故等により職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても優先実施業務を中断せず、許容される時間内で復旧できるようにするための計画のこと。

- 企業債

地方公営企業が、建設改良費などの財源として借り入れる資金のこと。

- 幹線

排水面積 20 ヘクタール以上を受け持つ管渠のこと。

- 減価償却費

固定資産の取得に要した費用を購入時に計上するのではなく、使用可能期間（法定耐用年数）に応じて分割して 1 年ずつ計上するもの。現金の支払行為は発生せず内部留保資金として蓄えられ、資産の更新費用等に使用する。

- 公共下水道債

企業債のうち、下水道整備に係る建設改良費などの財源として借り入れる資金のこと。

- 減債積立金

企業債の償還に備えるために積み立てる資金のこと。

- 経費回収率

使用料で賄うべきとされる汚水処理に必要な経費（維持管理費や減価償却費など）及び支払利息を、どの程度使用料で賄えているかを示す指標のこと。

- 基準内繰入金

一般会計繰入金で、総務省が示している「繰出基準」にて地方公営企業の運営上生じる経費のうち、一般会計が負担するべきとされている経費に充てる繰入

金のこと。

- 基準外繰入金  
一般会計繰入金で、基準内繰入金以外の繰入金のこと（主に公営企業会計の財源不足を補てんするためのもの）。
- 建設工事デフレーター  
建設工事に係る工事費を基準年度の実質の工事費に変換する目的で国土交通省が公表しているデータ。
- 国立社会保障・人口問題研究所  
平成 8 年に厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所が統合し設立された厚生労働省に所属する研究機関であり、人口や世帯の動向をとらえるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている。

## さ行

- 指定避難所  
家屋の損壊、滅失、浸水、流失、放射性物質等及び放射線の放出により避難を必要とする住民を臨時に受け入れる避難所  
町内 5 小学校・3 中学校の体育館が指定避難所となっている。
- 人口普及率  
下水道事業の整備状況を表す指標で、行政区域内人口に対する下水道が使用可能な人口（整備区域内人口）の割合のこと。
- 水洗化人口  
下水道が使用可能な人口のうち、実際に公共下水道に接続している人口のこと。
- 整備区域内人口  
下水道整備が完了し、下水道が使用可能な人口のこと。
- 水洗化率  
下水道が使用可能な人口（整備区域内人口）に対する、実際に公共下水道に接続している人口の割合のこと。
- 受益者負担金  
新たに下水道が使用可能となった方に、整備費用の一部を負担いただくもの。  
なお、熊取町では対象の土地の面積に応じて負担いただいております、金額は 1 m<sup>2</sup>あたり 423 円となっています。
- 受贈財産  
宅地開発などの民間開発事業において整備された下水道施設を、熊取町に無償譲渡されたもの。
- 資金残高



特定の日（主に年度末日）現在で保有している資金の金額のこと。

- 純損益

一年度間における総収益と総費用の差額のこと。

- 使用料単価

有収水量 1 m<sup>3</sup>あたりの使用料収入のこと。

- 資本費平準化債

公共下水道債及び流域下水道債の元金償還期間に比べ、減価償却費の計上期間が長いことから生じる差額を補うための企業債のこと。世代間の利用者の負担の公平性を図るために借り入れる。

- 損益勘定留保資金

収益的収支における現金の支出を必要としない費用、具体的には減価償却費や繰上資産減耗費などの計上により、企業内部に留保される資金のこと。

損益勘定留保資金＝減価償却費＋資産減耗費－長期前金戻入

## た行

- 特別会計

官公庁会計（現金主義、単式簿記の採用など）において、一般会計とは別に設けられ独立した管理が行われる会計のこと。熊取町では平成 29 年度まで適用されていた。

- 長期前受金戻入

固定資産取得の財源となった補助金や負担金、または受贈財産について、減価償却に見合った額を収益化して生じる会計処理上の収益のこと。熊取町では受贈財産分が特に多い。

- 他会計補助金

一般会計繰入金のうち、一般会計が負担すべき維持管理費などに充てる繰入金のこと。

- 他会計出資金

一般会計繰入金のうち、一般会計が負担すべき建設改良費、企業債償還金などに充てる繰入金のこと。

- 徴収率

収入として徴収すべき額のうち、実際に徴収できた額の割合のこと。

## な行

- ナショナルミニマム

国が全ての国民に対し保障する「健康で文化的な最低限度の生活」水準のこと。

日本国憲法第 25 条に基づく。

- 内水ハザードマップ

下水道の雨水排水能力を上回る降雨が生じた際に、下水道その他排水施設の能力不足や河川の水位上昇によって雨水を排水できない場合に、浸水の発生が想定される区域等の浸水に関する情報や避難場所、洪水予報・避難情報の伝達方法の避難に関する情報を記載したもの。

## は行

- パラメーター

結果に影響を与える外からの値

- 法定耐用年数

償却資産の価値の評価に用いる法令などで定められている年数で、その資産が使用可能とされる期間のこと。主に減価償却費や長期前受金戻入の計算に用いられる。

- BOD

生物化学的酸素要求量のこと。最も一般的な水質指標の一つ。一般に数値が大きいほどその水質は悪いと言える。

- PDCA サイクル

Plan（計画）→Do（実施）→Check（確認）→Act（改善）を繰り返すことによって業務を継続的に改善していく手法のこと。

## ま行

- マンホールポンプ施設

下水道管渠は自然流下での排水が基本であるが、地形上自然流下が困難な場合、マンホールの中に設置するポンプ施設のこと。ポンプを利用して、自然流下が可能な場所へ強制的に排水する。

- マンホールカード

下水道との身近な接点であるマンホール蓋を通じて、楽しみながら下水道への理解や関心を深めることを目的に、地方自治体にて発行しているカードのこと。熊取町では平成 30 年度より庁舎、駅下にぎわい館で配布している。

- 無形固定資産

特許権、商標権やソフトウェア、借地権などの形のない資産のこと。熊取町では流域下水道施設利用権が該当する。

## や行

- 有収水量  
下水道で処理する汚水量のうち、使用料収入の対象となる汚水量のこと。
- 有形固定資産  
土地、構築物、機械及び装置、車両運搬具や工具器具及び備品などの形のある資産のこと。

## ら行

- 流域下水道債  
企業債のうち、流域下水道整備事業の財源として借り入れる資金のこと。
- 流域下水道  
二以上の市町村の区域から発生する下水を処理するために地方公共団体が管理し、かつ終末処理場を有している下水道のこと。熊取町は南大阪湾岸流域下水道中部処理区として、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、田尻町と共同で下水処理を行っている。

## わ行

- ワイブル曲線分布  
時間に対する劣化現象や寿命を統計的に記述するための確立分布曲線。  
機械や物体が壊れる、劣化するといった現象になる確率を示す際に使われる確率分布のこと。